
平成30年第2回玖珠町議会定例会会議録(第3号)

平成30年6月11日(月)

1. 議事日程第3号

平成30年6月11日(月) 午前10時開議

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1 番	中 尾 拓	2 番	松 本 真由美
3 番	大 野 元 秀	4 番	小 幡 幸 範
5 番	松 下 善 法	7 番	廣 澤 俊 幸
8 番	石 井 龍 文	9 番	宿 利 忠 明
10番	秦 時 雄	11番	高 田 修 治
12番	藤 本 勝 美	13番	繁 田 弘 司
14番	河 野 博 文		

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 山 本 五十六 議事係 長 山 本 恵一郎

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宿 利 政 和	教 育 長	秋 吉 徹 成
総務課 長	村 木 賢 二	まちづくり 推進課 長	中 島 圭 史

まちづくり推進課 総合戦略室長	衛 藤 正	環境防災課長兼 基地対策室長	藤 原 八 栄
税 務 課 長	石 井 信 彦	福祉保健課長	本 松 豊 美
住 民 課 長	小 幡 弘	建設水道課長	梅 木 良 政
建設水道課 水道室長	穴 井 智 志	農林業振興課長	藤 林 民 也
農業委員会 事務局長	渡 邊 克 之	商工観光振興 課 長	秋 好 英 信
会計管理者兼 会計課長	江 藤 幸 徳	人権同和啓発 センター所長	帆 足 浩 一
教育総務課長	横 山 芳 嗣	新中学校開校 推 進 室 長	長 尾 孝 宏
学校教育課長	佐 藤 貴 司	社会教育課長兼 中央公民館長	瀧 石 裕 一
わらべの館館長 兼久留島武彦 記念館事務局長	吉 野 弥也子	総 務 課 行 政 係 長	和 田 育 男

午前10時00分開議

○議 長（河野博文君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の持ち込みは禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力お願いいたします。

本日の会議に遅刻の届けが提出されておりますので、御報告いたします。

議員につきましては13番繁田弘司君、所要のため遅刻の届けが提出されております。

ただいまの出席議員は12名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議 長（河野博文君） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順序によりこれを許します。

本定例会の質問者は5名です。よって、本日11日の1日間でいきます。

会議の進行に御協力をお願いいたします。

最初の質問者は、12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） おはようございます。12番藤本でございます。

心配されました台風5号も、本体のほうは過ぎたわけでございますが、まだまだ梅雨前線が居座って、いつ大雨が降るか心配されるところでございます。大災害につながるような大雨にならないければいいがなと心配しておるところです。

そしてまた、これは私が言うことではございませんけれども、全世界がどうなるか楽しみにしておるトランプ大統領、金正恩さんの世界的にうれしいニュースになれば幸いだなど。大きな台風の目とも言われておった金総書記の前向きな、地球の安全を考えたいい会談になればいいがなと思っておるところでございます。

さて、通告に従いまして、私も久しぶりの一般質問をさせていただきたいと思うところでございます。そしてまた、1番バッターと、なかなか緊張しているところでございます。よろしく願いいたします。時折厳しいことも出ましようが、よろしく対処のほうお願いしたいと思います。

まず、玖珠町のシンボルでもある伐株山の出入り口をいつでも入れるように環境を整えたらどうかということから質問させていただきます。

休憩舎の通称キリカブハウス、これを開放する考えはないか。これまた、議長、一問一答方式でよろしく願いいたします。

まず、キリカブハウスの開放を考えていないか。いつでも中に入って休憩をされる、そしてまたあそこに——伐株山というのは玖珠町のシンボルの山です——その山に早朝、恐らく朝日を眺めに行く人もおるでしょう、それから、夕方また遅くまでおられる方もおるでしょう。そういった方々が安易に入ってもいけない、またあそこから玖珠の盆地を眺める、この景観を味わうことができないようなことでは、玖珠町の観光を阻害するようなものです。そこらを私も何度となく、もう休憩舎ができてから、水戸岡さんが設計された休憩舎、その中にこれもまた水戸岡さんが設計されたいろんな椅子とかテーブルとかがあって、これは高価なもので取られる心配があるから開放はできない。そんな休憩舎では休憩舎になりません。それを私は再三言ってまいりましたが、いまだにそういった方向になっておらない。

そしてまた、くすみちからフードトラックが上がって行って、10時以降開放して4時には閉めると。こんな観光地といいますか、伐株山を閉鎖していることは絶対考えられない。そこらをどう執行部は考えているか、お答えください。

○議長（河野博文君） 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） おはようございます。

藤本議員の質問にお答えします。

キリカブハウスを開放したらどうかということでございます。

現在、議員さんも申されましたように、キリカブハウスの開閉につきましては、一般社団法人くすみちをお願いしております。しかし、開館時間が短く、利用者が満足する状態になっていないことか

ら、玖珠地区コミュニティ運営協議会に管理ができないか協議を行っておりますが、コミュニティ組織等による人的対応は厳しい状況にあります。

また、防犯上の観点から、24時間の開放はできないと考えておりますので、開閉時間などの基本的事項を定め、安全面を考慮した遠隔操作による自動開閉システムの導入や警備会社等への委託を含め、できるだけ経費のかからない方法で検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（河野博文君） 12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） 衛藤室長、それは私が何年も前から言ったでしょう。入り口の鎖の開閉は遠隔操作でもできます。それから、休憩舎の中に防犯カメラをつけて、この庁舎の中に電波で飛んでくるモニターでできるんです。それをもう本当に何回言ったんですかね。覚えておるでしょう。業者さんを紹介してもいいですよ。県内に優秀な、ここまで言っていていいかどうか知りませんが、大分県警の指定するすばらしい業者があります。そういったところも紹介しましょうと。だけど、もう何年もたっても全く応答がなかった。

私も今回、こういったことを言わなきゃならんのは、余りにも、何回言ってもこれが前向きにいかんかったから、それで私はあえてきょうこれを取り上げた。やはり警備会社を頼めばまた何十万か要ります。その何十万でカメラはできます。そういう装置もできますから、やってみらんですか。これから見積もってみらんですか。遠隔操作なら人も要らなくて、一回設置したらそれだけでいかれるんです。宿直室で見られる、夜のことは。昼は、皆さんが、その課の方がモニターを見りゃいいんです。そういったことを考えて、金の余りかからない、人手の要らない方法があるんですから、これをやはり本当に真剣になって考えてください。

これは玖珠町の観光地です。大事な観光地です。機関庫というのはあります。けれども、この機関庫、イコール玖珠の伐株山、三日月の滝、いろいろあります。こういったものをいつでも往来できるようにするのがあなたたちの仕事じゃないですか。そこを十分考えて、やる気はあるんですか。ひとつどうですか。

○議長（河野博文君） 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 議員さんの言われるとおりでありますので、キリカブハウスの有効活用に向けまして、施設の管理体制とともに、先ほど言われました防犯カメラの設置などにつきましても、調査、検討してまいりたいと思います。

○議長（河野博文君） 12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） 前向きにやるという返事をいただきました。これがまた前向きにいかないと、私は再度やりますよ。必ずそういった方向、これはもう予算が伴います。それを確保しながらやってもらいたいと思うところがございます。

防犯カメラというのは、これは私も署のほうとも話をしました。遠隔操作でブザーをつけて、カメラに映ったらおかしい不審なものが入っておったら、不審な人が入っておったら、即警察に電話すれ

ば警察が、もう逃げる道は2本しかないから、唐杉方面と小田方面。ここを塞げば、逃げようはないんです。だから、心配することはありません。何百万するもの、何千万するものがあったても、当局と連帯してやれば、必ず皆さんが安心されるんです。そういうのを前向きに、今、前向きにやるというような返答でしたから御期待をしております。

そしてまた、これは前向きな返事をいただきましたから、余りそれ以上は追及いたしません。先ほど言ったとおりでございます。

第2の質問に入ります。

これもまた防犯対策についてでございますが、町内の数カ所に防犯カメラを設置する考えがあるかないか。

町内至るところで、まだ犯罪にはなっておりませんが、窃盗事件等々が発生しております。車上荒らし、こういったものを防犯カメラで、ある程度場所を設定して、町内に何カ所か防犯カメラを設置したらどうでしょうか。これは、町民に安心・安全を皆さん方が訴えるなら、これは訴えないかんですよ、本当ですよ、皆さん方が考えてくれんのやから、予算的なものも要りますけれども、こういったものをいち早く取り入れて、町民が安心・安全で暮らせるまちづくり、それをやってもらいたいと思っておるところです。

私は北山田ですけれども、北山田はもう転々と数カ所、被害届は出ておりません。署長に聞いたら、被害届が出てこんからということでしたが、これはチェーンソーを取られた、ビーバーを取られた、いろんなことがあります。それから、車を荒らされて現金を取られたという人が多々おります。

先般、大分で逃走して、日田で捕まった犯人がおったですね。約四、五日かかって、日田で捕まった。これは、あるところ、どことは言わないほうがいいでしょう、ある会社が防犯カメラを設置してあって、それに映っておった。それで、逃走路線がわかったんです。これは恐らく日田まで行っておるだろうと。それで日田で捕まった。

やっぱりこういった事例がありますからね。皆さん方もマスコミ等の報道でわかっておると思いますが、昨今、本当に犯罪が多うございます。毎日のように殺人事件、それから幼児誘拐、殺人、こういったことが頻繁にあっている。我が玖珠町に何もないと絶対限らんですよ。これは、幼児のほうになれば、社会教育になるんですかね。そういったところを考えていただきたいなど。この間の痛ましい、子供に性的犯罪をして、線路上に置いておった。これもやはり防犯カメラがある程度犯人特定に結びつけたようです。

そういったことになりますから、ぜひそういった考えがあるかないか、ちょっと聞かせてください。

○議 長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） おはようございます。

藤本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、玖珠町における防犯カメラの設置状況でございます。

公共施設におけるカメラの設置が、メルサンホールや総合運動公園など5カ所となっております。

また、その他には、日田玖珠九重Webカメラ画像システムにより、三島公園と協心橋を緑の風公園から玖珠川を望む方向に設置がされております。さらに、民間におきまして自主的に、商業施設や金融機関や病院などで設置をされているものがございますが、具体的な設置箇所は把握できておりませんが、多数あると聞いておるところでございます。

地域の皆さんが不安を感じ、犯罪等の未然防止を図るため、新たに街頭防犯カメラを設置する場合には、大分県警察本部によります子供見守り街頭防犯カメラ設置支援事業が実施されております。これは、自治組織や学校、PTA、自主防犯団体など地域の防犯活動に取り組む団体や組合を対象に、防犯カメラを設置するものに対して設置費用の一部を補助するもので、補助率につきましては、補助率対象経費の2分の1、上限1団体50万円となっている事業でございます。

先日、防犯カメラの設置の件で北山田の地区の方より御相談がございました。その際には、今言った補助制度についての御説明をさせていただいたところでございます。

なお、この制度を利用する場合には条件がございます。プライバシーの保護等の関係から、設置する箇所に関係する地区住民の方々の同意を得るというのが必須となっております。また、大分県が策定をしております防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインというのがございます。それに沿った運用が必要になってきます。

最近、議員も言われましたけれども、新潟での痛ましい事件や犯罪が後を絶たない状況でございます。玖珠町内においても、声かけ事案が過去5年間の届け出件数が12件ほどございます。犯罪につながりかねない事案が発生している状況もございます。このような犯罪においても、防犯カメラの設置により24時間撮影が可能なことなど、犯罪の抑止効果があるとともに、犯罪発生時には容疑者の特定にも役立つなど、町民が安全で安心して暮らせるまちの実現に大きな役割を果たすことは認識をしておるところでございます。

今後、議員の御提案の防犯カメラの設置につきましては、設置を希望する、例えば自治組織などにおいて地区の方々の同意をいただくことが大前提となりますが、先ほどの県の補助事業などを活用していただき、カメラの設置を進めていきたいというふうに考えております。

また、町が管理主体となった設置につきましては、現状では設置計画はございませんが、今後の国の補助事業における動向などにも注視しながら、管理運営面などを含めて調査研究しながら、今後検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） 課長、何か一致したようなところがあったですね。私の質問を、大方こう来るであろうと読んでおったんでしょう。

おっしゃるとおりです。私も日出町の議員に、元議長ですが、友達がおりまして、日出町のほうはかなり防犯カメラを要所要所に設置したと。日出町がそんな動きがあって、すぐに杵築市が、隣がやはりこれは負けちゃいかんということで、そういう意味じゃないでしょうけれども、杵築もかなり設

置いたらしいです。別府のほうの資料もいただいたんですが、別府もやはりそういった方向で、防犯カメラを要所要所に設置している。これは、かなりのお金もかかります。

先ほど言われた自治会が要望したら自治体が半分ぐらいはもたんなんようなことになります。半分か、それ以下かもしれませんが、自治会というのは予算が限られておるんです。1,000円積み立てたり、2,000円積み立てたりして、自治会の予算を補っておるところは恐らく多いんじゃないかと思えます。ほかに収入がないんですから。そういったところに、負担金があるからこれを出しなさいと、そうすればなりますよということでは、なかなか前向きにはいかんと思うんです。これは町がある程度予算を組んで補助しましょうと。負担分をあなたたちがそう出さんでいように軽減を図りましょうというような考えがあるかないか、お聞かせください。

○議 長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 藤本議員の御質問にお答えをいたします。

防犯カメラの設置に関して、現在のところ、町からの設置に係ります補助金の制度はございません。県下の状況を調査したところ、2市において、先ほど私が言いました県の補助事業が2分の1でございますので、その残りの2分の1に若干の助成をしておるところもございます。

町としては現在のところ、先ほど言いましたように県の補助制度にあります子供見守り街頭防犯カメラ設置支援事業を活用していただき、カメラの設置を進めていきたいというふうに思っております。今後、国のほうの動向も、助成制度の動向とかも視野に入れながら、また今、杵築とか日出がそういった取り組みを行っているということは、私も玖珠の警察署長からお聞きをしておるところでございますので、他の市町村とかの、先進地になるのかもしれませんが、そういった状況も加味しながら、今後検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） 今、国のほうも、おっしゃるとおりです。この前から痛ましい事件があちこちで起きています中で、菅官房長官が、これは全国的にもこういう予算を組んでいかないかんということを、官房長官が申し上げたんです。公的に言ったんですから、恐らく来年からは、今すぐはつかんでしょうが、近々予算化されるんじゃないかならうかと。

こういったものをいち早くあなたたちが読み取って、そしてそれをいち早く利用するというのを考えてもらいたいと思う。そういったものに着手して、町民の安全・安心を考えてください、本気で。起きてからではだめです。いつ起こるとも知れません。それにつながるような事案が10件か十何件かあったというようなことが入っておれば特にです。そこらを十分前向きに検討して、先ほど衛藤室長に言ったように、前向きな返事をいただいた限り、本当に前向きに考えてくれんと、また再度私もやらせてもらいます。

こういった中で、中学校が今、建築されております。新中学校のほうに防犯カメラなど設置を考えておりますか。課長、伺います。

○議長（河野博文君） 長尾新中学校開校推進室長。

○新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 藤本議員の御質問にお答えします。

新中学校のほうには、学校内にモニターを置いて、不審者等が見れるような防犯カメラの設置を今考えておるところでございます。

○議長（河野博文君） 12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） 今までの話の中で、そういったものは小さい予算でしょうから、私の耳には入らんかったけれども、そういったことを考えておると。

この資料によりますと、学校教育問題で文科省のほうから、なかなか厳しい設置要領があると。我が玖珠町の中学校大改修、これにはうってつけの予算があるようです。予算的に1,000万円から2億円までのこういった設備の予算がつけられますよと、補助ができますよということがありますので、こういったことも十分今のうちに検討して、設置方向に向かっていただくように。これは、中学校は今度大家族になりますから、目が届かない。そこらを前向きに検討して、これから膨大に膨れておるときでございますが、ひとつ検討していただきたい。よろしいですか。

きょうは、なかなか皆さんが前向きに、もう実現しそうな返答をいただきました。これを大いに期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。玖珠町を明るい町にしてください。よろしく願いします。

○議長（河野博文君） 12番藤本勝美議員の質問を終わります。

次の質問者は、10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） おはようございます。10番秦 時雄でございます。

議長のお許しを得て、質問をさせていただきます。

本日の質問でございますけれども、地域包括ケアシステムの構築ということでございます。

私は、これは平成26年の12月議会、第6期の介護保険事業計画を作成の前、11月に一般質問もした経過がございます。この地域包括ケアシステムの構築という大きな題名で掲げておりますけれども、これは全体的な私の質問からいたしまして、今、国が進めている2025年問題、団塊の世代が75歳になる、その平成37年ということでございます。私も団塊の世代の一番最後の組でございますけれども、非常に高齢者がふえるということで、今進めている在宅医療、そして在宅の介護・看護、そして生活支援のサービス、それらが連携して切れ目のないサービスが、そういう体制ができるかどうかという大きな問題でございます。ですから、きょうの質問は、それらを踏まえて、玖珠町がどういう体制で進捗をしているのかと、そういうことが基本になるろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、日本は、世界で例を見ないような、そういったスピードで高齢化が進行しているということでございます。65歳以上の人口が現在3,000万人おられるということで、これは国民の約4人に1人が高齢者であるということでございます。75歳以上の人口の割合が増加し続けることが、これから予想されているわけでございます。このような状況の中でありまして、団塊の世代が75歳以上となる、約800万人の人たちが平成37年、2025年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加すると、これ

が見込まれておるところでございます。

このために、厚生労働省におきましては、先ほど申しましたように、2025年をめどに、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、重度の介護状態になったとしても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるということでございます。そういった住まいとか医療・介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が急がれているわけでございます。

この地域包括ケアシステムは、市町村や都道府県が地域の主体性や、そしてそれらに基づいて地域の特性、そして実情に応じて作り上げていくこととされております。玖珠町でも、長期的なまちづくりを示す指針となる第5次総合計画、平成32年度第5次総合計画の中でも、本町の高齢者福祉施策は高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画を一体計画として第7期の介護保険事業計画を作成されております。期間は、本年度2018年から3カ年計画でございますけれども、これまで町長及び行政の担当者は、地域包括ケアシステムの構築に向け努力をされていることは評価をしているところでございます。また、本町は、障害者福祉計画を作成し、人と地域のきずな、心地よい、住みやすい玖珠町を基本理念として、さまざまな施策を展開しております。これまでの取り組みを評価した上で、さらなる本町における地域包括ケアシステムの充実、その発展の観点から一般質問をさせていただきたいと思っております。

①の第6期介護保険事業計画におきましては、地域包括ケアシステムの構築に重点を置いた取り組みが推進されてきましたが、主な事業成果と見えてきた今後の課題等を伺いたいと思っております。

この第6期の介護保険事業計画でございますけれども、介護保険に関する制度改革の中におきまして、市町村は平成29年4月までに新しい介護予防・日常生活支援総合事業を実施するとされております。総合事業の趣旨は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画いたしまして、多様なサービスを充実することで地域の支え合い体制づくりを推進して、要支援等に対する効果的な支援を可能とする目的を指すものとしております。

ちょっと長くなりましたけれども、第5期の取り組みの推進と事業の成果、そして今後の課題について伺いたいと思っております。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） ただいまの秦議員の御質問にお答えさせていただきます。

玖珠、九重、両町の行政と医療関係機関や介護関係機関の合同による定期的な会議や研究会の開催等を行ってききましたので、それぞれ顔の見える関係ができ上がり、連携強化へとつながっていると考えております。

また、認知症関係では、認知症サポーターの養成や認知症に関する講演会などに多くの方が参加していただき、認知症に関する知識が共有できたと思っております。特に声かけ模擬訓練では、玖珠地区の皆様と関係機関とで行いまして、地域での見守り体制の強化が図れたと思っております。

課題というわけではございませんが、この声かけ模擬訓練は、地域の皆様が直接参加して、地域で

の見守りの大切さを共有できるものですので、今後は他の地区でも行っていきたいと考えております。

さらに、町内各地で行われております週一体操を、今後は箇所数をふやしていきたいと考えておりますし、指導者の育成などにより、地域で安心して暮らせるように、さらなる地域包括ケアシステム構築に向けてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 第6期介護保険事業計画の作成に当たりまして、第5期のときに町民の声のアンケート調査、日常生活圏域のニーズ調査ということですね、一般高齢者の調査を行っております。それから見ますと、3,629人の方から御回答があつて、それに基づいて第6期の介護保険事業計画が作成されたということであると思っておりますけれども、もう少し具体的に、これらの高齢者の調査の町民の声というのが具体的にどういうふうな形で第6期に引き継がれ、そして具体化してある程度の、今課長からいろんな会議を行つて、玖珠、両町、そしてまた地域医療とか介護とか、皆さんのケア会議、そういう会議が行われてきたことはわかりますけれども、こういった高齢者の調査に対して具体的に要望というか、それらはある程度どういうふう具体的に掌握されているのかな、それが全体的にわかればお答え願いたいなと思っております。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 第6期も、今回の第7期につきましても、町民アンケートを行ひまして、いろんな意見、ちょっと具体的に言いますと、この中にアンケート内容と結果が出ておりますので、これを読み上げてもしようがないと思ひますけれども、こういうのを、いただいた意見でそれを詳細に分析しまして、できるもの、できないもの、できないものはできる限りできるようにということよなことで、今回の策定につきましても、役場の職員とかではなくて一般の方、施設の方とかいろんな方、議員さんもちろんですけども、アンケート結果を見ながら計画を進めていったところです。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） わかりました。それで、第2番の第7期介護保険事業計画は、2025年を見据えた中で、玖珠町の将来像をどのように描き、策定されているのか、計画の概要等を伺うということでございます。この中で、2025年、平成37年までの各計画期間を通して、その地域包括ケアシステムを段階的に構築するというところでございますけれども、第7期計画では、平成37年、2025年に向けての地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化、推進していく計画としますとございます。

2番の質問は、今度、第7期の介護保険事業計画の中で、イメージ的にはわかるんですけども、具体的に何かということ、それを含めてお聞きをしたいと思ひます。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） お答えさせていただきます。

国は、我がこととして参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで支え

合いながら暮らすことができる仕組みを求めています。また、重度な要介護状態になっても、住みなれた地域で自分らしい人生を最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を求めています。本町の本年3月末時点での高齢化率は37.4%で、昨年同期と比べると1.4ポイント増加しております。今後も増加傾向が続くと考えております。また、介護保険料の増額や介護職員の不足などが想定されております。

このような中におきまして、本計画では、1つ目として地域包括ケアシステム深化・推進、2つ目としまして、国から提供されたソフトを活用しまして、2025年の介護需要、サービス種類ごとの量の見込みや保険料水準の推計、3つ目としまして、急性期から在宅医療・介護までのサービス提供体制の一体的な確保を図るため、国が作成する医療計画などとの整合性の確保、4つ目といたしましては、認知症高齢者への対応、介護離職ゼロへ向けた取り組みという以上4つの項目を柱にして計画をつくっております。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 再度の質問でございますけれども、今回の第7期の介護保険事業計画、そして第7期、第8期、そして2025年、これまでに今推し進めております地域包括ケアシステム、この構築が完成するように、できるように頑張っておられることはわかるんですけども、その自信のほどをお聞かせ願いたいと思います。本当にできるのかなど。在宅医療もありますね、在宅看護もありますね、非常に難しい問題もあるので、後から出てきますけれども、課長の決意を聞きたいと思います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） まず、両町民の方、事業所の方、いろんな方と協力しながらやっていかなければならないので、私個人として絶対できますということは言えませんが、今先ほども申し上げましたように、会議や研究会等でいろんな介護事業所、お医者の方、看護師さんとかと交わりまして、顔の見える関係で構築ができておりますので、また後ほど質問の御回答のほうでも出てきますけれども、今全体的な良好な関係づくりが医師会のほうのリードによりまして進んでおりますので、私個人が今思っているところでは、今後その会議がさらなる発展をしていきまして、いいものができてくるように思っておりますし、できると確信はいたしております。個人的です、申しわけないですけども。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） その確信のもとで頑張りたいと思います。

3番目の質問に入ります。

介護保険法の改正により、市町村が在宅医療の基盤整備の実施主体とされたことの背景と意義、また町に求められている責務と役割について伺いたいと思います。

第7期の介護保険事業計画では、在宅医療と介護までのサービス提供体制の一体的な確保を図るために、都道府県が作成する医療計画と介護保険事業支援計画との整合性をこれまで以上に確保するこ

とが必要となるということで、地域医療の構想と第7期計画の整合性を確保しなければなりません。
そういう観点から、第3番の質問について伺いたいと思います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） まず、急速に進む超高齢化社会の中で、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が予想されており、地域の自主性や主体性に基つき、地域の特性に応じて医療と介護の切れ目ない在宅医療と在宅介護を提供する体制整備が求められるようになったところです。

町に対しましては、地域医療・介護資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出、医療・介護関係者の情報共有の支援など、8項目が示されております。そのため、平成28年度から、先ほどからお話ししておりますが、郡で在宅医療、それから介護連携会議等を開催しまして、医療、介護の関係機関や専門団体と協議を行うなど、連携強化を図っております。

また、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、関係団体への情報提供などを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 郡医師会とか関係機関との連携を今綿密に行っているということでございますね。

続きまして、④でございます。これは今の質問とちょっと重複をするかと思いますが、④の質問に入ります。

この包括ケアシステムにおいては、在宅医療体制の構築の重要であります。在宅医療と在宅看護は、みとりも含めて24時間対応が求められます。そのために、24時間対応の可能な在宅診療の医療機関や医師を確保することが重要であります。今、課長がおっしゃられたように、県と、また郡医師会や関係機関との連携を取り組み、協力体制が最重要であります。その進捗状況は、今申されたとおりでございますけれども、今後の在宅医療・介護連携の具体的な事業を進めていく上で、県と郡医師会、関係機関との連携と取り組み状況、協力体制について、ちょっと重複することがございますけれども、それについて質問をいたします。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） お答えさせていただきます。

玖珠郡内では、現在、先ほど申しましたけれども、玖珠、九重、両町と社会福祉協議会や医師会、介護サービス提供事業者などで構成された在宅医療・介護連携推進事業の中で、協議の場や調査研究の場を設けているところです。

昨年は、一つ具体例でいきますと、病院と介護サービス事業所が病人の状況をパソコンによる通信データや画像により瞬時に情報交換ができるシステムの実証実験を行い、システムのメリットやデメリットなどの報告会を行ったところです。また、郡内全戸にパンフレットの配布や医療機関と介護

サービス事業所と連携できるよう、専用電話の開設を行い、相談窓口の充実を行いました。

今後も、この協議会を充実させていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 取り組んでおられる状況というのは、大変よくわかりました。

それで、第5番でございます。

郡内における訪問介護事業所数、従業者数について、過不足状況について、現状はどうかということですが。厚生労働省は、本年の5月に発表された介護職員の状況というのを報告されておりますけれども、2025年同時点で約33万7,000人足りないという、ケアシステムを構築するまでの平成37年には33万7,000人の職員が不足すると、そのように推定をされて、発表されたところでございます。

そういうことから、厚生労働省は、介護職員の給与も少しは引き上げられましたけれども、やはり介護職員の仕事、また給与とか、一般の関係より非常に仕事も厳しいし、職員の給与もそれほどでもない。国も少しでも上げようとして、1万とか上げてきたんですけれども、それにしてもまだまだ満足な状況ではないと思います。それで、⑤についての状況について伺いたいと思います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） まず、郡内の事業所数の関係ですけれども、全国的に訪問介護などの介護保険サービスから撤退する事業所が出てきており、サービスの不足が叫ばれています。このような中、玖珠町の訪問介護事業所数は6事業所で、従業員が48人です。また、九重町の事業所数が9事業所で、従業員数は115名というふうに伺っております。

それから、過不足につきましては、直接事業所の状況を確認したわけではございませんが、被保険者やケアマネジャーなどから特にサービスが足りないという声は、現在のところ、私どものほうには届いておりませんので、訪問介護サービスに関しましては、極端に不足しているというふうには考えておりません。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 玖珠郡におきましては、不足の状況では今のところないということでございますね。これは安心してはおられないと。国全体がそういう状況でございますので。

それで、⑥番の全国的な介護職員の不足状況の中で、今ちょっと重複しました、訪問介護職員はより不足状況である。これは全国的に不足状況であるわけです。その状況について伺うということでございますけれども、重複しますけれども、もう一度お答えを願いたいと思います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） お答えさせていただきます。

先ほどの件につきましては郡内の状況でございましたけれども、この部分につきましては町内のほうになりますけれども御了承ください。

第7期介護保険事業計画の策定時に、町内6訪問介護サービス提供事業所にアンケートを行いました。その結果を見ますと、「新たな利用申し込みを受ける余裕がある」と回答した事業所は4事業所で、「新たな利用申し込みを受け付ける余裕はないが、申し込みを受け付けている」と回答した事業所が1事業所で、「不明」が1事業所です。「申し込みを断っている」や「余裕が十分ある」と回答した事業所はありません。

このような結果から見ますと、ほかの調査の項目もありますけれども、その内容を総合的に判断しますと、特に不足しているという状況ではないと考えております。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 玖珠町におきましては、今、課長が言われたように不足の状況ではないという状況であるということですね。

それでは、⑦番の質問にまいります。

障害者福祉サービス利用者が65歳からの介護保険サービスの円滑な移行につながっているのかというところでございます。

65歳以上の障害者の方が、この障害者福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、基本的には介護保険サービスを利用するということが優先になっておるわけでございます。障害者の総合支援法におきましては、毎月の負担額がそれぞれ決まっていて、サービスをどれだけ受けても負担額はふえないが、障害者福祉サービスから介護保険サービスに移行したことによりまして、利用者負担1割または2割が生じることが問題視されてまいりましたが、平成30年の障害者総合支援法の改正では、低所得などの一定の要件を満たした高齢者、障害者については、介護保険の利用者負担を軽減する仕組みが設けられましたが、障害者総合支援法と介護保険のかかわりというのは、大変複雑で難しいものがある。理解しづらいことが多いと考えますが、本町におきまして、聞くところによりますと、障害者福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行につながらない、理解しづらいことが多い、そしてそれによって円滑な移行につながらないとの指摘もございますけれども、本町におきましては円滑に移行されているのか、そこら辺を伺いたいと思います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） サービス等利用計画を作成している相談支援事業所と包括支援センターで、その方の障害の状態や現に利用しているサービスの内容を情報共有して、介護保険のサービスに移行できるものであれば介護保険の申請を行ってもらえるようになっております。介護保険のサービスに移行されたらといたしましても、それまで利用していたサービスの質が低下しないよう、部分的に障害福祉サービスの利用も可能ということでございます。

ちなみに、現在まで障害サービスを利用されている方が、玖珠町の場合、介護保険のサービスに移行された方は現在おりません。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 玖珠町におきましては、介護保険サービスに移行した方はおられないという、そういうことでよろしいのでしょうか。わかりました。

今後、そういうケースも出てくると思いますので、そこら辺は円滑な移行の対応についてよろしくお願いしてもらいたいと思います。

⑧番の認知症対策についてでございます。

この認知症は、非常に日本の高齢化にとりまして、65歳以上の認知症者、現在500万人と、そういうふうに言われておりますし、これから2025年、団塊の世代が75歳になりますと700万人、そうなる見込まれております。また、65歳未満の若年性認知症の問題もございますけれども、今後は医療や介護などの社会保障費が大きく膨らみ、支えとなる家族にも経済的な負担が重くのしかかり、介護をする人もされる人も認知症を患っている——これを認認介護と言われているそうでございます——これも大変深刻でございます。

認知症は一たび発症すると、社会生活を送ることが難しいとの誤解が根強くありますが、しかし早期発見や新薬の開発によりまして、症状の進行をおくらせることが可能になったことで、発症後も社会で活躍する人が少なくない状況であります。社会参加が進めば、家族の負担軽減や医療や介護費の抑制につながります。玖珠町では、介護予防などのさまざまな取り組みが行われておりますけれども、この地域包括ケアシステムにおきまして、介護予防が最も重要であり、その中で認知症対策が大きなウエートを占めていると考えます。

そこで、認知症は早期発見と早期治療が重要であると言われております。より積極的な早期発見をする取り組みと早期診断を進める体制整備が必要かと思っております。そういうことから、玖珠町におきまして、各種検診を利用した早期発見の取り組み、そういうことが今やっている事業の上にこういった新しい事業が、認知症を早期に診断する整備ができないか、それが質問でございますけれども、町の考えを伺いたいと思います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） お答えさせていただきます。

今議員さんがおっしゃられましたように、認知症は治ることはないが、進行をおくれさせられると言われております。認知症は早期発見、早期治療が重要であると考えております。本町では、認知症に詳しい病院の先生や包括支援センターの職員で認知症初期集中チームを立ち上げておまして、認知症の疑いのある方の状況などを協議して、家族や病院、専門家と連携をとりまして、自立支援のサポートを行っているところでございます。また、認知症サポート養成講座の開催やオレンジカフェを利用していただくよう、町民にお知らせしているところでございます。

また、認知症の診断等は専門家や診断する場所の確保が必要となりますので、問診を行う場合は、本人だけでなく、家族の聞き取りも重要となるなどがありますので、現時点では検診時での活用は難しいと考えております。各種検診時にはチラシを配布するなどの広報等は可能と思われれます。

以上です。

○議 長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） いかにして認知症の疑いのある方が、例えば包括支援のセンターにおられる認知症地域支援推進員、そしてまたお医者さんにつなげるか、これが一番重要なことでございます。

私が、検診のときにいろんな、認知症についてできないのか、全国的には県がやっているところもでございます。千葉県とか埼玉が、県が主体となってやっているということでございますけれども、何せ認知症は早期発見が大事ということでございますので、ぜひともそういった疑いのある方をいかにして早くお医者さん、また包括支援センターの体制の中に素早く行動が行われるかということが最重要であろうと思いますので、今後ともしっかりと認知症の対策についてはより一層の取り組みをお願いしたいと思います。

町長にちょっとお伺いします。

認知症対策について、町長のお考えになっていることが何かあればお聞きしたいと思います。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 秦議員の質問に対しましてお答えを申し上げます。

認知症につきましては、福祉保健課長から答弁をしたとおりでございますし、やはり早期発見、早期対策・治療等が基本であると思いますので、家族の方々を含めまして、早期にそういった状態を発見すると。そしてまた、チームをもって適正な対応をしていくということが基本だというふうに理解をしております。

きょう、秦議員から8項目にわたりまして地域包括ケアシステムの構築についての質問をいただいたところでございますけれども、この地域包括ケアシステムの構築というのは、先ほどから質問に回答させていただいておりますように、要介護状態になった方や認知症、障害を持っておられる方々が住みなれた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるようという大きな目標を盛ってのシステム構築でございますので、基本的にはそれぞれ個人の尊厳がある中で、自宅で暮らし、最期を迎えること、またいろんな施設、病院等でお世話になって最期を迎えること、いろんな選択肢がある中で、個人の選択が満足できるように、周辺が環境整備をしていくということが基本だというふうに思っておりますので、今後とも2025年に向けまして関係機関と協議をしながら、よりよい状態をつくっていくということが我々行政としての責務かというふうに思っておりますので、そのような答弁で御理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議 長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） それでは、⑨番目の医療及び保健福祉分野における情報システム、ICTの活用について所見を伺うということでございます。

この質問は、私、平成26年の12月議会でも一般質問をした経過がございます。当時、インターネットを利用して、今後の想定している24時間対応の定期巡回、臨時対応型の訪問介護・看護などや在宅医療などの遠隔利用、高齢者における見守りシステムなどが地域住民の暮らしの安全の確保に直結を

していると思います。ICTの活用は、住民福祉の向上にもつながると私は期待しております。

そこで、玖珠町が目指す地域情報化について、健康、医療、介護について、今後どのように展開をしていこうと考えているかという質問をさせていただきました。その中で、課長からは、インターネットサービスの中でできるのかどうか、現在検討中でございます、これについてはやっぱり資金、施設整備にかなりの財源が必要になるかと思っておりますので、慎重に検討したいというふうに思っておりますということで御返答でございます。

その後、当時の朝倉町長にもお聞きしました。それはやっぱり設備投資をしたのであるから有効利用すべき方法を今考えているという状況でございます。これは積極的に進めていきたいというふうに考えておりますということでございます。

今回新たに、こういうふうに私も医療、介護におけるICTの活用について、再度、今現段階についてどのようにお考えをされているか。今後の検討課題というのものもあるでしょうけれども、これの活用についてはどういうふうにお考えを持っておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） お答えいたします。

先ほどもちょっとお話ししましたが、医療と介護の連携の質問の中で、昨年、医療関係者と介護事業者との間で実証実験を行った旨をお話ししましたけれども、実際に診察しなくても、送信された画像や報告内容を見ることで、瞬時に状況がわかるなどのメリットのあるお話もありましたが、また逆にシステムの使いづらさなどのデメリットについても報告がありました。問題点といたしましては、多くの医療関係者と介護従事者が対象となりますので、ソフトの購入や保守などの費用面や2者を結びつけるコーディネーターの育成などが考えられます。

今後もシステムの検証など、この協議会において調査研究をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 今、課長がおっしゃられたように、いい面もあるわけですが。今後の課題ということで、国もICT、介護、医療につきましても、これを推し進めようという方向もなされたということを知っておりますので、何らかの形で、全体的にICTを使った介護、医療関係のこういったシステムができていくのではないかと予想はしております。国がそういうのを少し、一歩前に推し進めていこうというお話は何っております。

そこはまた執行部ですから、国のそういうお話を、国の方針というものはわかっていると思いますので、もうちょっとアンテナを張って研究をしていただきたいなど、そういうふうに思っております。

次に、最後でございますけれども、介護予防ポイント事業でございます。

これは私も以前に、平成26年ごろは介護ボランティアポイント事業制度ということで、介護に関するいろんなお手伝いをした場合、それにポイントがつくという、これは全国にたくさん、各市町村でやられている例がたくさんふえてまいりました。

そこで、もう一つは介護予防ポイント事業でございます。これは、介護にならないように自分が一生懸命いろんな町の行う事業に対して自分がみずから、例えば今事業をやっているのが健康ウォーク事業です。私も常に身につけて、きょうは何歩歩いたか、目標があります。私は大変いいことだと思います。残念ながら、それをどこに置いたか忘れるというのが、これが玉にきずで、ちょっと苦慮しているわけでございますけれども、そういった利用で、この事業は全国的には今また注目をされている。今後の介護予防にも、認知症の予防にもなりますし、施策の一つでございます。高齢者が町主催の介護予防教室や特定検診、がん検診、介護予防などの研修や講演、介護予防活動等に参加した人に対してポイントが与えられる。そのポイントをためて町内の商店の商品と交換をしたり、またそれによってお金が少しは得られるとか、またポイントをほかの福祉団体に寄附するとか、いろんな方法をやっておられる自治体もございますけれども、健康づくりを支援する、介護予防を応援するポイント事業、これは全国の自治体も行われていますし、周辺の自治体、日田市も豊後高田もやっておられるようでございますし、また大分県もことしから本格的に、大分県内に住んでそして勤務している人たちに対して健康アプリということで、おおいた歩得（あるとっく）を今初めております。この4月から本格的に実施をしております。これは日常のウォーキングや健診などにより健康ポイントが付与され、ポイントがたまると大分県内の協力店にて特典が受けられるアプリですということでございます。こういうことで、県もやっておりますし、町もやはり目標ができるし、ポイントがつく楽しさがあります。僕は、前の町長には、この健康ポイント事業に対して、何か御褒美をもらえると、もっともっと町民の皆さんは頑張っていかれるんじゃないかと。御褒美は目的ではございませんけれども、そういうことでこういった介護予防ポイント事業を、本町もやったらどうかと私は思うんですけれども、それについて所見を伺いたいと思います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） お答えさせていただきます。

まず、誰にでも簡単に行うことができ、その結果がわかるものがまずこのポイント事業については必要だと考えております。今、議員さんがおっしゃられましたように、大分県ではおおいた歩得（あるとっく）の事業を推進しております。この事業は、スマホにソフトをダウンロードするだけで、歩いた歩数によりポイントを得ることができます。ポイントはいろいろなものと交換できるようになっております。

このように、高齢者の方が簡単にできて、その結果が正確にわかるような対象となるものの選定やどこで誰がどのような形でポイントを付与するのか、またたまったポイントはどのようなものと交換できるかなど、課題が多くあります。ポイントと交換するものにつきましては、町内の事業所の協力も必要になってくると思います。この取り組みにつきましては、高齢者の介護予防につながることでありますので、今後、先進地の情報収集をするなど、検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） いずれにしても、取り組んでいい事業だと私は思っております。自分のことで、健康になることで御褒美を受ける。これはよくないという考えが今までありました、行政がそういう手助けをするというのは。今はそうではなくして、がん検診にしても健康の健診にしても、頑張っていく、ポイントがたまる、楽しさがある。そういうのも今後やっぱり必要ではないかと思っておるところでございます。

それで、最後になりますけれども、介護予防のポイント使用について、町長の所見を伺いたしたいと思います。

○議長（河野博文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） それでは、私の所見といいますか、考え方についてお答えしたいと思います。

今、介護予防ポイント事業について、ポイントをためることによっていろんなメリットということもありまして、これは先ほど議員がおっしゃったように、景品がもらえるとか、何かのメリットを受けるといふ部分もあろうかと思うんですが、これを一つの契機、機会にして、励みにしてウオークを進めていただくということで、そういった趣旨でございます。いろいろと関係機関との調整等も必要になってくるということは課長のほうから答弁したとおりでございますが、これは非常にいい取り組みだというふうに思いますので、町としても前向きに、実現できるように検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 以上をもちまして一般質問を終了いたします。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。

午後1時から再開いたします。

午前11時22分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（河野博文君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、4番小幡幸範君。

○4番（小幡幸範君） 議席番号4番小幡です。

一般質問の機会をいただきましたので、議長の許可をいただきまして、一問一答にて質問をさせていただきます。

まず、工業団地に進出する企業への対応についてであります。

長年の課題でもあり、過去多くの議員が一般質問等で指摘を行ってきた工業団地への企業誘致は、新栄合板工業株式会社が進出することとなり、5月9日には用地の売買契約も成立し、造成工事第1工区が終わり、引き続き第2工区の工事が行われているとの報告をいただいたことから、来年ス

ターゲットに向け順調に推移していると安心していただけたところですが、5月30日の大雨により、四日市川ののり面から雨水が流れ出し、県道や麓の畑へ深刻な被害をもたらしました。雨の状況によっては今後も頻繁に発生するおそれがあり、また近隣住民としては非常に不安を感じているところですが、当時の対応状況と今後どのような対策を行っていくのか、まず初めに確認をさせていただきます。

○議長（河野博文君） 秋好商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（秋好英信君） それでは、小幡議員の質問にお答えをさせていただきます。

玖珠工業団地の工事にかかる周辺住民への対策につきましては、昨年4月に四日市、十之釣、井の尻、池の原、池の原団地、下綾垣地区周辺自治区の代表者で構成されます工事対策委員会というものを出し立てしております。その後、毎月工事の進捗状況を報告しながら協議をしているところでございます。とりわけ被害等が発生した場合、あるいは発生する場合を想定しまして、工事対策委員の皆様から情報を受け、第1次の窓口を玖珠町役場といたしまして、土地開発公社大分県企業立地推進課と情報共有しながら、最終的には施工業者に連絡、調整しながら対応しております。業者が速やかに原状を復帰する場合がございます。

5月30日当日につきましては、16時45分から18時までの雨量が1時間に41.4ミリと集中的な豪雨となりました。2件の通報を受けまして直ちに現場に向かい、水路の水嵩増加1件、住宅内の車庫冠水1件を確認をいたしました。

その後、巡回パトロールを行いまして、四日市と井の尻地区を中心に町道、県道への土砂流出4カ所、水路埋没3カ所、畑への流出1カ所、農業用水の濁りなどを確認をいたしました。すぐに施工業者と調整をいたしまして速やかな復旧対応を心がけたところでございます。翌日、改めて現地の復旧を確認をいたしました。

今後は本格的な梅雨の時期に入ります。工事完成までの間、大分県土地開発公社施工業者と連携を密にしながら、不測の事態に備え、さらなる排水対策、予防措置の徹底を指導していきたいと考えております。また、仮に被害が発生した場合は速やかな復旧に努めたいと思います。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 4番小幡幸範君。

○4番（小幡幸範君） 不測の事態の対応ということで、今回の雨による被害だけではなく、昨今の公共事業において、土地の状況であったり、玖珠町特有の自然環境というのを想定できずに追加工事というのが幾つも発生しているように感じています。最小の経費で最大の効果を上げるためにも、年間を通してのリスクをしっかりと考えていただき、町民を不安にさせないよう全力を尽くしていただきたいと思います。

次に、進出してくる合板会社について伺います。

ハローワーク等で60名の求人を出していると伺っていますが、平成30年4月の時点で玖珠町における求人状況は、有効求人数が321に対して、有効求職者数は217名となっています。求人倍率は1.48倍となっており、売り手市場となっている中、雇用が本当に集まるのか心配をしているところで

すけれども、人材確保の面や、企業に対し今後町として何か支援を行っていくのかを伺います。

○議長（河野博文君） 秋好商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（秋好英信君） 玖珠工業団地に進出されます新栄合板工業株式会社におきましては、来年の春の操業を目指して5月21日に工場の建設に着手されたところです。6月より工事の現場事務所の設置、仮設道の整備、工場棟の地盤杭・基礎、ボイラー室の基礎工事など順次本体工事に入る予定と聞いております。

御質問の人材確保に係る従業員の募集につきましては、生産工につきましては12月の採用予定ですが、電気工事士及びボイラー技士等については早急に確保したいということもございまして、進出企業と相談しながら、ハローワークへの登録、新聞折り込みチラシでの募集、退職自衛官職業紹介所（玖珠援護センター）、日田玖珠管内の高校の進路相談室、大分・日田高等技術専門学校などに同行訪問をしてみました。

また、広報活動といたしまして、広報くす5月号での社長インタビューの掲載記事、町内の各事業所に新栄合板様が作成されましたポスターの掲示の依頼、役場の1階ロビーで進出企業の紹介ビデオ等で努めているところです。

現在、お聞きしましたところ、応募状況に応じて面接会等が行われているようでございます。また、進出企業と連携いたしまして、毎年、日田、玖珠、九重で開催をしております日田玖珠合同企業説明会、これは6月23日に予定されておりますので、こちらの参加をしていただくようになっております。今後は、都市圏、東京、関東、関西、福岡等で開催されますU I J ターン相談会等で企業の紹介をしながら雇用確保につなげていきたいと考えております。

○議長（河野博文君） 4番小幡幸範君。

○4番（小幡幸範君） 4番です。

今、課長がおっしゃったように、U I J ターンの紹介、これは特に頑張ってくださいまして、移住、定住の活動にあわせて募集をPRするなど、今後も支援策の検討をしていただきたいと思います。

次に、進出する企業と地元企業の協力関係についてです。

国土の7割を森林が占め、国産材の木材自給率が増加している昨今の林業事業において、間伐材や曲がった材を合板にする製造技術の向上は森林資源の積極的な利用につながり、林業事業者としてもとても明るいニュースではないかと思えます。工業団地に進出する企業に対し、地元の森林組合や木材協同組合など、協力を密に図っていく必要が出てくると考えられますが、先日、業者の方から協議が開かれておらず、合板会社がどこで仕入れを行い、どこに流すのか、業務の流れも知らされていないとの話を伺いました。各団体のトップとは協議を行っているかもしれませんが、地元業者との意識のすり合わせは必要なことだと考えます。

そこで、今後、水俣の工場視察や協議を実施する考えはあるのか伺います。

○議長（河野博文君） 秋好商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（秋好英信君） お答えいたします。

進出企業における木材の調達関連につきましては、年間10万8,000立米の木材消費量を見込んでいくということがございまして、山林所得の向上や林業振興が大いに期待をされております。

一方で、郡内の木材関係者様より、流通内容が知りたい、あるいは意見の場を設けていただきたい等の要望も受けております。現在、九重町との関連もございまして、担当課長レベルではございまして、今後、対応を検討していきたいということで話を進めております。基本的には、企業経営として安く仕入れ、製品化し、高く販売するというところでございまして、行政が経営内容に関与する余地はございませんが、尾崎社長は、森林資源が近く輸送コストが低い好条件にあるため地域貢献できるのではないかとおっしゃっていただいております。また、これは林業振興の関係になりますが、大分県の林業振興室あるいは西部振興局の木材班が窓口となって、林業振興と木材安定供給の観点から、流通に関して玖珠郡森林組合を含む県下全域の林業関係事業者へ流通業務にかかわる支援策、対応策が検討されている模様です。そのため、現時点において民間の方々を対象とした水俣工場の視察は計画はしておりませんが、地元業者の協力は不可欠であろうかと思っております。県や林業担当課と情報の共有を行いながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（河野博文君） 4番小幡幸範君。

○4番（小幡幸範君） 我々議会においても、あす12日に水俣の工場を視察する予定となっておりますけれども、地元の林業事業者には、いち早く情報の共有であったり、協議の場を提供していただき、業者側の見解であったり協力関係の強化を図っていただきたいと思います。これまで事業の説明を受けてきた中で、合板事業を進めていくには多量の原材料が必要となり、材料の確保も大変になるのではないかといった声が出てきていますが、森林環境税の森林の整備保全を活用した計画的な植林や、木育の一環として地元小学生と進出企業が合同で植林を行うなど、環境保全に努めていく考えがあるのか伺います。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長（藤林民也君） 立木の伐採後の造林を行うことは、木材生産、水源涵養機能、災害防止機能等、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮するため極めて重要なこととなっております。このため、森林法において、立木の伐採前に町に伐採及び伐採後の造林の届出書の提出を義務づけ、玖珠町森林整備計画との整合性等を確認するとともに、必要に応じて森林所有者等へ指導等を行うことにより適正な林業施策が確保されるよう実施しているところでございます。

今後、伐採面積の増加が予想されることから、持続可能な森林計画の実現に向け、適正かつ計画的な森林資源の活用を確保できるよう関係機関、団体と指導強化をしてまいりたいと考えております。

また、平成31年度より創設されます森林環境譲与税につきましては、その活用対策については現在県、玖珠郡森林組合とガイドラインに沿って計画的な森林整備が行われるよう協議を行っているところでございます。

次に、木育についてでございますが、政府が平成28年5月24日に閣議決定いたしました森林・林業

基本計画の中で、小中学校の総合的な学習の時間における探求的な学習への学校林等の身近な森林の活用など、青少年等が森林・林業について体験・学習する機会の提供や、木のよさやその利用の意義を学ぶ活動であるとされております。

玖珠町におきましても、きりかぶ緑の少年団の活動がございます。県が行う緑の少年団の活動に参加したり、町の緑化僕配布事業にも参加をいただいております。また、去年は玖珠郡森林組合が八幡小学校に出向き、1時限を使い森林についての授業やシイタケの駒打ち体験を行っております。玖珠郡林研グループも塚脇小学校、北山田小学校のそれぞれでクヌギ林のほだ木起こしの体験活動を行っております。議員御提案の地元小学生と合板会社合同での植林活動もまさに木育に当たると思います。合板会社に対する町民の理解を深める活動となると思いますので、今後、合板会社のほうへ相談してまいりたいと思います。

以上です。

○議 長（河野博文君） 4番小幡幸範君。

○4 番（小幡幸範君） 待望の工業団地に企業進出をしていただくので、人材面や環境面、地元との協力体制など、将来にわたってのリスクを洗い出し、解決を促していただきたいと思います。

次に、来年4月開校の新中学校の整備について伺います。

校舎の改修については、今議会にも契約変更議案が上程され、10月末の工期で進めているとのことですが、並行して協議を進めているスクールバスの運行について伺います。

スクールバスについては、平成28年度から専属の部会にて協議を進めてきましたが、当初から住民の相乗りであったり、通学や学校活動以外の時間に地域の外出支援としてスクールバスを使用できない業者や住民から意見が提出されてきました。現時点で、開校時はスクールバスとしての活用を主としていますが、これまでの経過と今後の公共交通としての役割を担う考えがあるのか教育長に伺います。

○議 長（河野博文君） 秋吉教育長。

○教育長（秋吉徹成君） それでは、小幡議員の御質問にお答えいたします。

新中学校のスクールバスにつきましては、新中学校開校推進協議会の通学安全対策部会において慎重に協議検討を重ね、積雪などの冬季の運行対策を考慮し、当初計画の11路線から13路線に変更して運行することを決定しております。

スクールバスの運行につきましては、当分の間、対象となる生徒のいない1路線、麻生釣、大原野方面と、借り上げ車両により運行する1路線、日出生南部地区相の迫方面を除く11路線を今議会で車両購入の契約議案を上程しております。車両購入の内訳についてを申し上げますと、29人乗り中型バス2台と、14人乗り大型ワゴン車9台、いずれも白ナンバー車両による運行を行うこととしています。

具体的に申し上げますと、道路運送法上の一般旅客自動車運送事業の許可を受けた乗り合いバス、貸し切りバス、タクシーの事業者に運行委託する方向で進めており、今後、年度内の早いうちに来年度から3カ年の運行委託経費を債務負担行為として予算化し、入札による運行業者の決定、冬期のテ

スト運行などを進めてまいりたいと考えております。

また、午前中の地元議員の質問で、防犯カメラを設置する考えはないかとの質問がありましたので、そのことに関連してお答えしたいと思います。

教育委員会といたしましては、現時点におきまして通学路に防犯カメラを設置する考えはありませんが、全てのスクールバスにドライブレコーダーを設置する予定でありますので、防犯カメラの役割の一部を担うことができるのではないかと考えているところでございます。

新中学校のスクールバスが地域公共交通としての役割を担う考えがあるかとの御質問であります。スクールバスとしての運行は、くす星翔中学校の生徒が安心して安全に登下校し、教育活動に専念することができるとともに、部活動や校外活動などに対応するために運行するものでありまして、登下校の便は原則として定時運行することが基本であります。しかし、台風や大雨、昼間の積雪など、その日の天候や通学路の状況などを考慮し、学校長の判断で随時運行時間を変更するケースも多々あると思います。また、路線ごとに乗車する生徒数も、車両の乗車定員に合わせて割り振りしておりますので、座席の余裕はありません。さらに、不審者対策など、運行の安全性を確保する観点からも、スクールバスに中学生と不特定の一般乗客が一緒に乗車する形での運行はできないと考えております。ただし、中学校のスクールバスとしての運行に支障のない範囲であれば、スクールバスの車両を町が運行しておりますコミュニティーバスなどで活用することは可能ではないかと思っておりますが、スクールバスの年間を通した運行経過を見てからの判断が必要ではないかと考えているところでございます。

○議長（河野博文君） 4番小幡幸範君。

○4番（小幡幸範君） 今後、ぜひその部分に関して協議をしていただきたいと思います。

本年度は、地域全体の公共交通を考える網計画の策定年度となっております。スクールバス活用も計画に入れることができないか検討していただき、教育部門の視点と公共交通政策の視点というのはお互い制度上折り合わないところもあるかと思いますが、スクールバスをコミュニティーバスとして活用する事例は全国的にも既に見られていますので、ぜひ玖珠町としても活用に向け対応を前向きに考えていただきたいと思います。

次に、新中学校の開校後に課題となる既存の中学校7校の跡地活用について伺います。

跡地の活用は、過去、議会と住民との意見交換会のテーマとして住民意見を集約し執行部へ提案してきましたが、その後は公共施設等総合管理計画に沿って素案をつくり、住民との協議を行うことになっています。跡地の活用について、今後どのようなスケジュールで対応を行っていくのかを伺います。

○議長（河野博文君） 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 小幡議員の質問にお答えいたします。

中学校の跡地活用についてですが、中学校の跡地を含めた玖珠町公共施設個別管理計画の素案ができました。その素案を玖珠町の総合行政審議会や教育総合審議会、また議会議員の皆さんに説明し、7月以降に各地域での説明会及びワークショップ等を開催していくこととしております。この個別管

理計画のもととなっています。玖珠町公共施設等総合管理計画でうたわれている数値目標を達成し、持続可能な玖珠町としていくためには、学校周辺施設との機能統合による活用や民間活用、地域住民による活用等を検討していく必要があります。その上で、中学校跡地の有効な活用方法をできるだけ早く決定していきたいと思っております。

以上です。

○議長（河野博文君） 4番小幡幸範君。

○4番（小幡幸範君） 個別管理計画を今議会の開会日に議会としてもいただきましたが、第1期の2018年から2025年の間に5校の中学校で更新や改修が必要となっています。転用施設の具体的な用途は住民との合意の中で決めるため、今後の協議次第だと伺いましたが、文科省の調査では、廃校後の活用が決まっていない理由の48.7%が地域等からの要望がないとなっています。予備知識もない中、住民に要望を求めても、住民サイドとしては難しいのではないかと考えられます。

そこで、住民に対し、事前に事例の紹介や国の補助事業、そして法的制約など、情報提供を実施する考えはあるのかを伺います。

○議長（河野博文君） 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 住民に対する事例紹介や情報提供につきましては、適切な時期に実施してまいりたいと考えております。

○議長（河野博文君） 4番小幡幸範君。

○4番（小幡幸範君） 廃校の活用は公と民の共同作業なので、こまめに連携をとっていただき、次世代に負担を残さない考えを持ち、2度目の廃校とにならないよう取り組んでいただきたいと思います。

次に、読書振興についての取り組みについてです。

平成24年に、玖珠町の子供読書の現状と課題を把握し、課題解決のための施策を総合的に推進するため、家庭や学校、地域及び関係機関や各種団体が連携を図り、必要な環境整備や支援策を講じるため、子どもの読書活動推進計画が策定されました。平成29年をもって計画期間の5年を経過しましたが、この計画を実施したことでのどのような効果があらわれたのかを伺います。

○議長（河野博文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長（横山芳嗣君） 小幡議員の御質問に回答させていただきます。

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき策定をしたものです。

今、議員が述べられましたように、本計画につきましては、発達段階に応じた読書は、情緒や語彙を豊かにし、関心や意欲を培い、子供が自分の将来に夢を持って健やかに成長し、人生を生き抜く力を獲得する上で重要な活動であることを認識し、主に就学前から中学校までの読書活動への取り組み方針を示したものです。対象期を乳幼児期、幼稚園保育所期、小学校・中学校期の3ステージ及び高校生地域に分類し、それぞれのステージでの関係各部署の取り組みを示しているところでございます。

なお、策定に当たりましては、教育総務課が主管し、わらべの館が事務局としたところでございます。また、進行管理につきましては、関係各部署が行うことになっており、総合管理は教育総務課が

行うこととなっています。

御質問の本計画策定に伴う効果ですが、幼稚園におきましては、新規図書の購入や教諭による本の読み聞かせ、保護者が年1回幼稚園で読み聞かせを実施、小中学校におきましては、読み聞かせ等の学校数を拡大して継続、小学校における図書館を利用した授業につきましても、平成28年度の実績ですが、27年度と比べ、全ての学年で前年度よりも平均単元数が2%から67%増加しております。中学校においては、教科や学年により前年並みであったり、前年比減や、同じく前年比増とばらけております。新聞を活用した授業についても、小中学校とも図書館に設置し、新聞の日の設定や新聞スクラップづくり等を実施しています。また、生後2から4カ月の乳児を訪問するブックスタート事業も、平成29年度は105名の新生児に絵本の配布を行い、アンケート結果によると、保護者からも継続を希望する答えや、親子の触れ合い時間がふえた等の回答を得ています。中央公民館の貸し出し図書につきましても、平成23年の年間貸し出し数は514人、1,120冊だったのが、昨年度は681人、1,454冊の貸し出しと約30%増加しております。一方、わらべの館におきましては、貸し出し数、平成23年度の6万718冊が、平成29年度は4万9,625冊と減少しております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 4番小幡幸範君。

○4番（小幡幸範君） 学校であったり家庭の努力もあり、子供の読書活動は定着してきているのではないかと考えられます。しかし、当時の計画書の年齢別貸し出し冊数を見ると、ゼロ歳から12歳までの子供と、その親の世代を除くと、ほぼ全ての年齢で本の貸し出し数が少ない状況となっています。また、わらべの館図書室における住民1人当たりの年間貸し出し冊数を調べると、6年前の3.5冊から3.2冊に減少し、県平均の4.2冊も下回ったままです。加えて、玖珠町における年間資料費は117円で、県平均の187円に比べ下回っています。当時の計画書にも書かれているとおり、読書は人間にとって最も基礎的な活動の一つであり、生涯に渡る学習活動の基盤となるものです。中には本を購入している方もいると思いますが、大人の読書離れとならないよう社会教育の視点から地域住民全体を対象とした計画とする考えがあるのか、もしくは現状の計画を維持していくのか、町の見解を伺います。

○議長（河野博文君） 横山教育総務課長。

○教育総務課長（横山芳嗣君） 今後、継続する考えがあるかとの御質問ですが、国は本年4月20日に平成30年度から平成34年度までの第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画を閣議決定しました。その内容につきましましては、1つ目として、発達段階に応じた取り組みにより読書習慣を形成、2つ目として、友人同士で行う活動等を通じ読書への関心を高めることが主なポイントとなっております。全国的には、中学生までの読書習慣の形成が不十分となっており、またスマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響を指摘しております。この調査結果を受け、また各課の進捗状況を踏まえた上で、本計画を本町においても継続する方向で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 4番小幡幸範君。

○4番（小幡幸範君） 事業や施策は実施したら終わりではなく、実施した結果どのような効果もたらされ、住民サービスや住民福祉の向上につながったのか、評価と改善を実施していただくことを今後も期待して、次の質問に移ります。

次に、公共図書館の設置についてです。

図書館は生涯学習の拠点や地域の情報拠点と言われており、老若男女万人の知的自立を支えるのが本来の使命です。そのために関係法令があり、国の補助事業や助成事業も充実しているのですが、玖珠町には図書室はあっても図書館が設置されていません。今現在、図書館未設置の自治体は大分県内で玖珠町と姫島村だけとなっています。6年前に策定した子どもの読書活動推進計画の中でも、中学生や高校生がみずから進んで読書に取り組む環境は十分ではなく、生涯にわたって読書活動を支援するため環境整備に取り組みますと書かれており、また、町立図書館整備計画の策定に着手しますと、6年前の時点で計画策定に取り組む方針だったと考えられますが、現状どのような状況なのかを伺います。

○議長（河野博文君） 瀧石社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（瀧石裕一君） 現在、公立図書館が設置されていない市町村は、議員指摘のとおり、大分県下で2町村となっています。公立図書館の設置につきましては、読書活動の持つ意味合いを考えますと非常に重要と考えています。玖珠町子どもの読書活動推進計画及び平成30年4月に改定しました玖珠町社会教育基本計画におきまして、公立図書館整備計画の検討を実施するようになっています。今後につきましては、検討委員会等を設置し、既存施設や中学校跡地等も考慮しながら慎重に検討していきたいと考えている次第でございます。

○議長（河野博文君） 4番小幡幸範君。

○4番（小幡幸範君） 6年前の時点で取り組みますとしていながら、実際は思うように取り組めていないことに対し非常に残念であります。玖珠町は文化の過疎に向かっていると感じざるを得ない心境です。計画書の初めに、公立図書館が実現し、童話の里の新たな歩みが始まれば幸いですと、当時の教育長の思いがつつられています。策定について現教育長はどのようにお考えかを伺います。

○議長（河野博文君） 秋吉教育長。

○教育長（秋吉徹成君） それでは、小幡議員の御質問にお答えしたいと思います。

基本的には、先ほど瀧石社会教育課長が申し上げたとおりでございます。私といたしましても、子供たちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにするためにも読書は必要でありますし、特に子供たちの発達段階に応じた読書習慣を身につけさせることが大事であり、このことにより今を生きる、今からを生きるという人生を生き抜く力や、自分の将来に向かって健やかに成長し続ける人になってくれると思っております。そのためにも町立図書館は必要だと考えておりますし、玖珠町読書活動推進計画並びに平成30年4月に改定しました玖珠町社会教育基本計画にも公立図書館整備計画の検討を実施するようになっておりますけれども、来年4月に開校する星翔中学校施設

整備事業など、大型プロジェクト事業があるなど、さまざまな事情によりまして現在まで整備計画が策定されていませんので、今後は関係各課で検討委員会を設置し、検討協議を重ね、政策事業3カ年計画に整備計画を計上できるよう取り組んでいきたいと考えているところでございます。

なお、現時点でのわらべの館の図書の取り組みについて申し上げますと、町立図書館が整備されていないことから、インターネットを利用して大分県立図書館並びに県下市町村の図書館の資料検索が可能となっておりますので、利用者より資料要求があれば、児童図書、ヤングアダルト、一般図書、専門図書など取り寄せで対応するなど、読書環境を整えておりますので申し添えておきます。

○議長（河野博文君） 4番小幡幸範君。

○4番（小幡幸範君） これまでに政策事業3カ年計画にも載らなかった責任というのは教育長にありますので、その点については真摯に受けとめていただきたいと思います。今後は教育長も熱意を持って取り組んでいただけるとのことなので、関係者一丸となって実現に向けて動いていただきたいと思います。図書館の設置は、私が議員活動を行ってきた中でも特に若い世代からの要望が多く、ことしの2月に総合教育審議会が取りまとめたヒアリング調査報告にも、前町長と立ち話ですが図書館設立について前向きな感触を得ており、ぜひ実現してほしいと報告をいただいています。防衛など各種交付金や過疎債など、予算の財源措置があり、住民の期待も高く、6年も前から計画を考えてきた経過を踏まえると、実現に向け前に進めるべき事業と思いますが、政策事業3カ年計画等で取り組んでいく考えはないのか町長のお考えを伺います。

○議長（河野博文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） 小幡議員の質問に対してお答えをしたいと思います。

先ほどから、教育長や課長が答弁いたしましたように、玖珠町としましては、これまでいわゆる児童生徒、子供たちに向けた読書活動推進計画等は率先してといいますか、有効的に取り組んでまいった経過があると思いますし、逆をいいますと、わらべの館が児童館的な要素と、それから図書館的な要素を含めて、ある意味ほかの市町村より先行してそういった機能を持たせ活動してきたという経過もございます。公立図書館につきましては、その重要性や基本となります法令も違うことも十分認識をしております。姫島と玖珠町だけになったということもありますけれども、年齢を問わず、その図書館の必要性、また昨今の他県、とりわけ佐賀県等の取り組みを見ますと、図書館という新たなコミュニティの場の要素を持っておりますので、公立図書館の重要性を十分認識をしているところでございます。

しかしながら、そこにありますように、政策事業3カ年計画に載せていないと、載せますと本当にこれはもう具体的な実施になりますので、その載せる前の財政状況やいろいろな検討状況が進んでいないという経過もありましたので、これは大いに反省点だというふうに思いますので、先ほどから答弁いたしますように、わらべの館とのすみ分け、役割分担等も十分考慮しながら前向きに検討していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（河野博文君） 4番小幡幸範君。

○4 番（小幡幸範君） 大きな公共事業が現在も進行中で大変厳しい財政状況ではありますが、これからの将来を考え、住民福祉の向上に努めていただきたいと思います。

次に、税金の徴収業務について伺います。

納税は国民の義務として日本国憲法の30条に規定されており、また、税金を納めていただけるからこそ行政サービスの提供ができ、市町村の財政収入の根幹を支える極めて重要な部門を税務課が担当しているわけですが、今回、住民からの相談をもとに質問をさせていただきます。

まず、滞納整理の手続についてです。過去の決算審査において、監査委員報告の中で滞納整理の差し押さえ件数は、平成26年度が271件、27年度は441件、28年度は551件と、3年間で1,263件の滞納整理を実施してきていますが、住民から、病院に入っている間に差し押さえをされて困って思いをしたとの相談を受けましたが、本町において滞納整理の手続はどのように実施しているのかを伺います。

○議長（河野博文君） 石井税務課長。

○税務課長（石井信彦君） まず初めに、大分県内の徴収強化の取り組み状況について御報告させていただきます。

平成19年度から大分県職員の市町村派遣事業が始まり、玖珠町におきましても平成22年度から4年間派遣を受けまして、徴収技術の向上や高額案件の整理を行ってまいりました。

また、平成28年度からは、大分県職員の派遣事業とともに、県内の市町村との連携事業が開始されまして、本町も九重町と連携して滞納整理に取り組んできたところでございます。この中で同一滞納者の情報共有、それから共同での搜索等を実施してきたところでございます。しかしながら、平成28年度一般会計の決算におきまして、それでもなお県下の平均徴収率を下回る状況でございまして、まだまだ徴収の強化を図らなければならないという状況でございます。

今、議員から御質問のありました滞納整理の手続はどのような工程で実施されているのかということでございますが、滞納整理とは納税者が納期限までに地方税を完納しない場合に、まず督促状、催告書等による納税の文書による催告を行いまして、それでも未納付の場合には財産調査の上、差し押さえ・交付要求を行うか、あるいは徴収猶予等の納税の緩和措置を行い徴収して完結させるか、あるいは不良債権として滞納処分を停止を行い消滅させるか、このような滞納税に行われる一連の事務手続を滞納整理というふうに呼んでおります。

具体的にどのような工程で実施されているかということでございますが、地方税法第66条、第68条では、納期内に納付されない場合には、納期後20日以内に督促状を発しなければならないというふうに規定されております。さらに督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合には、滞納者の財産を差し押さえなければならないというふうに規定をされております。玖珠町におきましては、納期後20日以内に督促状を発送し、さらに4月、8月、12月に一斉催告書、または個別に随時の催告書を発送した後に差し押さえ等の滞納処理を実施しているところでございます。

なお、督促・催告等におきまして御連絡をいただいた場合には個別に相談をさせていただいておりますし、納付困難で納税の徴収猶予等の申し出があった場合には、分納誓約書を交わしまして、納税

の緩和措置を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 4番小幡幸範君。

○4番（小幡幸範君） 督促状を送付し、納付が確認できなければ催告書を発行し、その後に財産の差し押さえを行うということなのですが、滞納整理の進め方の基本というのは調査、折衝、処分と言われており、滞納者の実情を把握し、滞納者と納税に関する聞き取りを行い、そして必要に応じて差し押さえや公売といった滞納処分を行うことを基本のプロセスとして、これは本に書かれていたことですけれども、滞納処分を行う前に電話でも構わないので本人への確認というのはとっていないのでしょうか。

○議長（河野博文君） 石井税務課長。

○税務課長（石井信彦君） ケース・バイ・ケースということもございしますが、近年多く発生しております振り込め詐欺事件等から、全般におきましても過誤納となりました税金の還付口座の確認のための電話に対しましても、不審な内容として警察当局に通報された事例が数件ございました。また、月々の督促状の発送件数が数百件から多いときには1,000件以上に上ることから、基本的には電話や個別勧奨による納付勧奨は行っておりません。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 4番小幡幸範君。

○4番（小幡幸範君） 今回の事例のようなやむを得ない状況の場合はほかにもあると考えられますが、滞納者との対話による状況確認ができないかマニュアルの見直しを考えていただきたいと思えます。また、同じように給与や年金を差し押さえされてしまい生活に支障が出るため税務課へ返還を求めたとの相談も何件か受けてきましたが、国税徴収法第76条の差し押さえ禁止財産に該当しないのか、また、どのような取り扱いを行っているのかを伺います。

○議長（河野博文君） 石井税務課長。

○税務課長（石井信彦君） 御質問いただきました滞納処分における差し押さえ禁止財産に対する取り扱いということでございますが、国税徴収法第76条によりまして、滞納者の最低生活の保障、それから生きていく上で必要となりますことから生業の維持というふうに申しますが、法律上一定の財産の差し押さえが禁止をされております。具体的に衣類や台所用品、位牌等がこれに当たりまして、ほかにも給与や年金につきましても、収入額に応じて源泉所得税、それから社会保険、本人及び扶養者の最低限の生活費用につきましては差し押さえ禁止財産というふうになっておりまして、玖珠町におきましても、給与等を差し押さえする場合におきましては、その計算式にはかりまして徴収をしているところでございます。

先ほど議員おっしゃられました、預金債権等の差し押さえを行った場合においても、基本的に即時に換価はいたしておりません。あくまでも御本人からの連絡を待つて処理をするということとしております。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 4 番小幡幸範君。

○4 番（小幡幸範君） 現物給与であれば、76条の計算式に沿って最低生活費を残した上で差し押さえを行うことができるということですけれども、預金債権の差し押さえなので全額差し押さえを行っても法的に問題ないという解釈で、強制的に生活に必要な給与まで差し押さえを行ってしまえば、滞納者が生活できなくなるということのは容易に想像がつきます。年金についても同様に、預金債権として年金を差し押さえ税金に充てていることは、健全な国民生活の維持及び向上に寄与するといった国民年金法の目的にも沿わなくなるんじゃないかと考えられます。現金であっても預金であっても住民にとっては生活費にかわりありません。どうか滞納者の最低限の生活まで差し押さえしてしまわないよう、滞納者と話をよくしていただき、減免規定や納税の猶予など、税務課の手腕を発揮していただきたいと思います。

次に、最後の質問になりますが、納税が滞る方は、突発的な事情や債務整理が必要となる方もいるため、滞納に至った経緯や課題、そして解決策を納税者とともに考えていく必要があると思います。そこで、福岡市や今治市では、先進的な取り組みとして、ファイナンシャルプランナーと協力して債務整理やFP手法を用いた生活改善策の提案を行っていますが、本町においても導入の考えはないのかを伺います。

○議 長（河野博文君） 石井税務課長。

○税務課長（石井信彦君） ファイナンシャルプランナーを活用した生活再建手法の導入についてということですが、ファイナンシャルプランナーの役割とは、人生設計に必要とされる各分野の情報を総合的に考えて問題点を見つけ、住民の立場で解決する方法を考えることというふうに提言されておりますが、具体的には、その家庭の家計の収支を調査いたしまして、住宅ローン対策、それから生命保険の見直しなど、こういったことの提案を行っていることが多いように聞いております。県内でも日田市、佐伯市、杵築市におきまして取り組みが行われておりますが、まだまだ一般的ではございません。それから、相談があってもなかなか解決に至っていないというふうにも聞いております。今後、導入団体に対しまして費用や効果、メリット、デメリット等調査を行いまして、事業の可能性につきまして検討を行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 4 番小幡幸範君。

○4 番（小幡幸範君） 督促状による紙だけのやりとりでは、お互いの言い分が行き交うだけで基本的な解決にはなりません。町長の基本方針にもあるとおり、行政には真心が必要と私も思います。納税者と向き合い、気持ちを通じ合う行政を目指していただき、法規万能に陥らず、ぬくもりのある町政を目指して今後の業務に励んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議 長（河野博文君） 4 番小幡幸範議員の質問を終わります。

次の質問者は、5番松下善法君。

○5番（松下善法君） 5番松下善法です。

6月といえば、梅雨、アジサイなどを思い浮かべるわけですが、梅雨から台風の時期は水害、土砂災害が特に気にかかるところであります。昔に比べまして河川の改良や急傾斜地の危険区域の改良等の対策は進んでいるはずではありますが、依然として予想もつかない災害に見舞われることがあるわけです。記憶に新しいところで、4月には中津市の耶馬溪町金吉で起きた土砂災害、また昨年7月には九州北部豪雨災害が発生をいたしまして間もなく1年がたとうとしています。全国を見渡しますと、たくさんの自然災害が起きており、被災された方々にお見舞いを申し上げるとともに、亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。

さて、今回一般質問の機会をいただきましたので、議長のお許しをいただきまして、通告に従い一問一答形式でお願いいたします。

さきに述べさせていただきました九州北部豪雨災害は、対馬海峡付近に停滞した梅雨前線に暖かく非常に湿った空気が流れ込んだ影響により、九州北部の上空で次々と積乱雲が発生し、集中的に同じ場所で長時間の猛烈な雨が降り続いたわけでありまして。地球温暖化の影響なのか、夕立ちなどとは比べものにならないぐらいの長時間の豪雨で、お隣の日田市や福岡県朝倉市東峰村などは1時間に100ミリを超える雨量が観測され、総雨量が800ミリを超えたところもあり、自然の脅威を感じる水害がありました。皆さん御存じのとおり、水害ではありますが、山の崩壊が多く発生し、水とともに土砂と流木が大量に流れ下り、被害を拡大したわけでありまして。国土交通省によると、豪雨により発生した流木量は約21万立方メートル、17万トンと推定されているということです。東京大学、九州大学、国土交通省の合同で被害に遭われた方々に当時の状況を聞き取り調査したところ、多くの方があつという間の出来事では対応ができなかったとのことでした。

そこで、1つ目の質問といたしまして、防災ガイドブックもでき上がり配布されたところでありまして、本町の水害・土砂災害対策の現状についてお伺いしたいと思っております。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） それでは、松下議員の御質問、水害・土砂災害対策について、まず環境防災課よりソフト対策についてお答えを申し上げたいというふうに思います。

町の取り組みでございますが、議員も先ほど言われましたが、先日より町内全戸に配布しております防災ガイドブックを作成いたしました。これは風雨や台風等が発生した際に気象情報に注意をし、危険と感じたら早目に避難行動を起こすなど、災害から身を守るために日ごろの備え、早目の避難に心がけていただくための内容や、家庭、地区、自主防災組織などの自助共助につながる取り組みや行動となるよう周知を図るものでございます。

また、それとあわせまして、浸水想定地域や土砂災害危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所などを示した玖珠町災害ハザードマップの更新をいたしまして、自宅周辺の危険箇所の確認、災害が発生した際の避難場所や避難経路の確認をしていただき、いざというとき

のために日ごろから水害、土砂災害等に備えていただく目的で作成したのもでございます。

おととしの熊本・大分地震、昨年の九州北部豪雨、台風18号、先日では中津市耶馬溪町の土砂崩落災害と、災害はいつ起こるかわかりませんので、ぜひ普段から災害に対する備えや危険箇所の状況などに注意をしていただき、状況の変化があったときには直ちに連絡をしていただき、町としても町民の安全確保に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、玖珠町にあります551カ所の土砂災害危険箇所を、現在、玖珠土木事務所にて土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施中でございます。平成29年度末までに322カ所について調査を完了しております。町といたしましては、まずその322カ所の危険箇所について地区ごとに危険区域、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域と避難場所と避難方向を示した土砂災害危険箇所周知マップの作成を計画しております。そのために必要なシステム作業委託費を本議会において予算提案をしているところでございます。この作業によりまして、地区ごとに危険区域のエリアを表示するため、よりわかりやすく確認することができ、防災や避難行動に役立っていくものであり、今後関係する住民に周知を行い、さらなる土砂災害対策の啓発につなげていきたいと考えております。

なお、まだ未調査の地区が229カ所ほどございまして、これを平成30年度と平成31年度にかけて玖珠土木事務所が調査を行う計画でございます。その調査が終わり次第、やはり同じような周知マップを作成いたしまして、随時関係する住民に周知を行いたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、災害対策防止法に基づく玖珠町地域防災計画に基づきまして、平素から防災についての周知や意識の高揚、いざ災害発生時には風水害、地震等の災害の状況を適時判断をしながら、町の本部体制や避難所の開設、関係機関の出勤要請など、災害レベルに応じた対応を行い、住民の安心、安全に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 私のほうからハード面の対策について回答させていただきたいと思っております。

本町におきましても、昨年の九州北部豪雨により災害が発生をし、公共施設災害につきましては、道路4件、河川が19件、また農林災害におきましては、農業用施設が37件、農地が31件の災害査定を受けまして、現在その復旧工事を進めているところでございます。

御質問の水害・土砂災害対策としましては、毎年出水期前に道路、河川の異常がないかのパトロールを建設水道課の職員で行っております。また、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所の出水期前点検につきましては、大分県に同行し点検を行っております。現在、災害対策につきましては、災害発生後の災害復旧事業が主となっております、予防対策が財政的になかなかできていない状況でございます。そのような中、昨年の12月議会で松本議員からも質問がありまして、ほとんどの河川が自然護岸であるため、河川断面を阻害するような土砂堆積も多くある状況でございますが、特にその中でも人家に隣接し被害を及ぼす場所については、河川掘削や土砂堆積除去を行い、洪水の軽減

対策を行っている状況でございます。また、危険箇所につきましては、地元の要望をもとに急傾斜地崩壊対策事業等にも取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） 2年前の平成28年4月の熊本・大分地震の後、6月議会で防災について一般質問をさせていただきました。そのときに、東京防災マニュアルを見習って、有事の際に慌てず対応できるように防災マニュアルまたはハンドブックをつくって町民に配布していただきたいとお話をさせていただきました。ほかの議員さんも防災の質問、要望もされておりましたし、県や国からの流れもあったと思いますが、待望の玖珠町防災ガイドブックができて安心したところであります。防災と一口で言いますが、さまざまな災害があり、細かいことを書けば、たくさん情報がありまして膨大な量になると思いますが、必要最小限でわかりやすいガイドブックになっていると思います。

そこで、先ほどの答弁の中でもありましたが、九州北部豪雨災害で気づかされた、時代によって対応策を変えていくこともあると思います。できたばかりで申しわけございませんが、よりよいものに更新していくために、ある程度の期間で改定版を出すことを検討していく考えがあるかということと、せっかく配布しても、皆さん結構本とか電話帳の間にそのまま挟み込んでよく見ていないということがあります。それではせっかくできた防災ガイドブックがもったいないと思うわけでございます。今後、町民に防災ガイドブックを活用していただくように、どのように啓発活動をされるのか伺います。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 松下議員の御質問にお答えをいたします。

まず、防災ガイドブックの今後の改定版の発行をというようなことについてでございますが、正直まだ作成したばかりでございまして、現在のところは未定でございます。しかしながら、議員も先ほど言われましたように、今後、国や県など関係機関の大幅な法律改正に伴う更新や、気象関係や文言の修正など、新たな時代に沿った対応策などが出てくる可能性もあると考えておりますので、その状況を踏まえながら検討してまいりたいというふうには思っております。

また、今回ガイドブックの最後のページ、見ていただいていたらわかったと思いますけれども、ポケット式にして配布をしております。これは防災マップに一部改訂等が生じた場合のお知らせとか、町から新たな災害に関する情報発信が必要な場合にチラシなどをお配りする可能性もあるだろうという判断からポケット式としているところでございます。災害に関する情報事項などはそのポケット式の収納部分におさめていただき、一つにまとめて活用していただきたいというふうには思っております。また、どこにいったかわからなくなるからもったいないというような御意見ですが、今回、防災ガイドブックについては、よく使われておりますA4サイズより大きいB4サイズというようにしております。これは、議員御指摘のような心配も私たちもちょっと持っております、例えば、本棚等に立てた場合でも防災ブックと目立つようにわざと大き目にしたところでございます。災害はいつどこで起こるかわかりませんので、ぜひわかりやすい場所に保管をしておいていただきたいというふうに

思っております。また、町としても今後この防災ブックを町のホームページに掲載をいたしまして、例えばスマホでも簡単に検索できるようにするとともに、さらに住民に周知し、広く活用していただけるよう回覧などでお知らせを行い、啓発に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（河野博文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） 今、課長さんの答弁にありました。防災ガイドブック、ポケット式で何かまた新しい情報があればそこに挟んでいただくとか、ほかの本とかとかぶらないようにサイズも大きくしていると、せっかくそういうよい考えで行っていることをやはり町民の皆さんに知っていただきたいと思うんです。防災ガイドブックができて配布をしたことが最終段階ではなく、いかに今後活用していただくかということが大切なんじゃないかなと思うわけです。

私も先日、地元のコミュニティーの総会に参加したときに、挨拶の中で地元の方々にこういういいものができましたので、皆さんぜひ一読してくださいということでお話をさせていただきました。町民の安心、安全を守ることが第一です。財政とかいろいろな面、少子高齢化いろいろな問題ありますが、やはり命というのが一番だと思うわけです。防災ガイドブックを町民の方々にまず認知をしていただいて、理解をして活用していただけるような啓発活動を今後ともよろしく願いたいと思います。

次に、町内の河川等の外水・内水氾濫対策について質問させていただきます。

私も消防団活動をさせていただいている中で、火事だけではなくて、水害での出動もあるわけです。大概は側溝から水があふれ、土嚢を用いた対応で済むことが多いのですが、何年かに一度はかなりの浸水被害が起こるわけであります。私の住んでいる地域でいえば、農業用水路や側溝、生活用水路などが雨水を処理し切れず水はけが悪化し、土地や建物、道路などが水浸しになるわけです。住宅街を通る水路の水が水路の下、森川に流れ込むことができず、逆流して森中央小学校等の体育館あたりが膝まで浸水するということもありました。これからの時期は特に神経質になるわけでございます。

そこでお尋ねいたします。素人考えなのかもしれませんが、内水氾濫は町が日ごろからのチェックを行い、改良することで被害は軽減すると思うのです。見回り等はされているということではございましたが、町なかの細かい部分というのはなかなか目が届いていないように思うわけです。外水氾濫は大雨の影響により河川の水位が上昇して堤防の高さを超えたり、堤防が決壊したりして水が勢いよくあふれ出す現象で、大きな河川については県の管理であるので連携して対策を行う必要があると思うのですが、町内の河川等の外水・内水氾濫対策についての考えを伺います。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 外水・内水氾濫対策ということで御回答させていただきます。

まず、議員が言われたとおり、防災ガイドブックにも掲載されておりますが、内水氾濫は、その場所に降った雨水や周りから流れ込んできた水がはけきらずにたまって起きる洪水です。また外水氾濫は、大雨の水が川に集まり、川の水かさが増し堤防を越える。あるいは堤防を決壊させて川の水が外

にあふれて起きる洪水でございます。

外水氾濫対策とすれば河川改修がまず考えられますが、改修等を計画的に行う場合は河川整備計画を定めなければなりません。現在、本流となる玖珠川には河川整備計画がないことから、支流である森川など、大分県の管理河川においては一部河川改修を行っている状況でございます。

また、内水氾濫につきましては、1級河川や2級河川で河川改修ができているところにつきましては、河川からの逆流防止のためのフラップゲートなどを設置し対策を行っております。

外水・内水氾濫いずれの対策も人的な被害があるのか、農地などの冠水被害なのか、緊急性があるのか等々関係機関と協議を行い、その対策をできる限り現在実施しているところでございます。外水・内水氾濫にはソフト、ハード両面からの対策が必要でございますが、町内全ての河川、水路のハード面の整備は財政的にも大変厳しいものがございますので、現在ソフト面での対策を充実することが必要であるのではないかというふうに考えております。

以上であります。

○議 長（河野博文君） 5番松下善法君。

○5 番（松下善法君） ありがとうございます。

近年、全国各地で洪水等の水の災害が頻発、激甚化していることに対応して、洪水等からの逃げ遅れゼロと社会経済被害の最小化を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築と既存資源の最大活用を図る、水防法等の一部を改正する法律が施行されておりますが、施設では防ぎ切れない大洪水は必ず発生するものとの考えに立ち、ハード、ソフト一体となった対策により社会全体で洪水に備える、水防災の意識社会再構築ビジョンの取り組みが進められております。この取り組みをさらに加速し、洪水等からの逃げ遅れゼロと社会経済被害の最小化を実現するための抜本的な対策を講ずることとしております。

先日、近隣の水路の管理を任されている方から連絡があり、問題が起きたので一緒に考えてくれませんかということで対応させていただきました。私も知識が浅い中でありましたが、役場に相談に行きましたところ、ありがたいことに担当課の職員も前向きに対応していただきました。しかしながら、水路によって管理が町であったり県であったり、土地改良区地区の水利組合であったり、複雑な関係になっておられると思います。これまでも問題になっているところだと思います。いろいろなプロセスを踏みながら現状のシステムになっているとは思いますが、もう少し素早い対応ができるように、また場所によると思いますが、水路が破損する前に事前のチェックを行っているということでございますが、なかなかそのチェックと改良ができていないところ、住民からのそういう申し出があつて初めて気づくということがあると思うのでございます。

そこで、逃げ遅れゼロ実現のための多様な関係者の連携体制の構築の中で、地方公共団体や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者の連携体制を構築するため、大規模氾濫減災協議会という制度を創設することをお聞きしたんですが、この水防対策についてこの協議会というのはどのような協力、取り組みが行われているのか伺います。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 松下議員の御質問にお答えをいたします。

確かに水防法の第15条の9並びに10におきまして、大規模氾濫減災協議会の設置についての条文がございます。この協議会につきましては、河川管理者、気象台、国、県、市町村、水資源機構等にて構成をされ、関係機関が連携協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える水防災害にかかわる意識の向上を再構築することが目的でございます。

現在、この水防法の一部改正を受けまして、国土交通省筑後川河川工事事務所が事務局となりまして、筑後川上流圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会が設置をされております。玖珠町におきましても、その構成メンバーとして加わっております。関係機関と情報共有や洪水氾濫による被害の軽減や避難時間確保のための水防活動を実現するため、関係機関と連携して取り組みを行うことを確認しながら情報共有を行っている状況でございます。

また、気象台の取り組みといたしまして、中小河川の洪水に関する防災気象情報のバージョンアップが行われております。急激な水位上昇が起りやすい中小河川においても、逃げおくれを防ぐために実際に水位が上昇する3時間前の早い段階から洪水危険度の高まる見込みを5段階の色分けで表示をし、町でも避難勧告等の判断を支援するために洪水の危険度分布情報の運用を開始し、新たに気象庁のホームページに公表をしておるところでございます。

また町としても、先ほども申し上げましたけれども、配布した防災ガイドブックの中で河川洪水の項目を設けております。その中で河川の水位にあわせた行政の取り組みと住民の方々に求める避難行動を5段階レベルごとに表記しているところでございます。今後も気象台からの河川情報や河川の水位の状況等を重視していきながら、住民の方々への洪水意識の周知と高揚に引き続き努めてまいるとともに、被害を最小限にとどめるための水防対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（河野博文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） ということは、国土交通省やら、いろいろな機関と連携をとりながら進めていただいているということですのでよろしいですね。ありがとうございます。

熊本・大分の地震の後に備蓄品について聞いた記憶がありますが、あれから2年はたっております。非常食などの賞味期限、また発電機、懐中電灯についても日ごろ使用してチェックしていないと動かないのではないかと思います。また、水害についてのテレビニュースなどを見ておきますと、ゴムボートやヘリコプターで救助されている場面を見ることがあります。町でヘリコプターを保有することはできないと思いますが、ゴムボート等は容易に保有できると考えます。消防、警察、自衛隊にお任せすればよいのかもしれませんが、防災ガイドブックにも浸水する可能性のあるエリアというのが示されておりました。その近辺に配置しないと意味がないと思うわけでございます。そこで、災害時の非常食等の期限、また発電機と仮設トイレ、ゴムボート等の備蓄品の場所とそのチェック、そ

の数等についてお伺いしたいと思います。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 松下議員の御質問にお答えをいたします。

現在、町内指定避難所が12カ所ございまして、12カ所全部にそれぞれの備蓄倉庫を配置をしておるところでございます。

備蓄装置に配置している備蓄品でございますが、毛布、タオルケット、投光器、発電機、コードリール、発電機用20リットルガソリン携行缶、簡易更衣室として利用するワンタッチテント、懐中電灯携帯電話充電機能付ラジオ、避難所指定連絡用メガホン、ブルーシート、防災無線戸別受信機、災害時非常用電話、飲料水、それと乾パン、学校施設避難所の塚脇小、北山田小、相の迫分校、山浦中、八幡中、古後中において情報収集用のテレビとなっており、必要想定量を配置しているところでございます。

また、今年度、災害時避難所備蓄品整備事業によりまして、各指定避難所に段ボール式簡易トイレ、それと学校施設避難所、塚脇小、北山田小、相の迫分校、山浦中、八幡中、古後中において段ボール式簡易間切り、それと段ボールベット、床マットを配置する予定としております。

災害備蓄については、出水期前において備蓄品の在庫状況を確認している状況でございます。賞味期限につきましては、在庫状況とあわせ、賞味期限を確認し、期限切れ、もしくは期限間近の品物については新しいものに更新をしております。また、資機材においては在庫の確認を目視で行ってまいりましたが、災害発生時に利用できない状況があってはなりませんので、在庫状況の確認とあわせて機材の作業確認を行ってまいりたいというふうに思っております。

また、議員が言われておりますゴムボートにつきましては、現在、玖珠消防署に1隻と玖珠駐屯地に5隻が配置をされており、水難事故や救助が発生した際に利用をされております。

町での保有については、河川氾濫に伴う浸水時の住民に対してのゴムボートによる救助活動や浸水避難などに有効な手段とは言えますが、その反面、ゴムボートによる避難は相当な操作技術や救助活動訓練が必要でございますので、救助活動に伴う溺水や転覆による二次災害を引き起こしかねないとも思っております。したがって、町としては浸水被害により避難住民が必要な場合は消防署や自衛隊への災害派遣要請を行うなど、専門的な機関に協力をお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

今後も、町においては大分県及び市町村相互間の災害時応援協定や玖珠町商工会と昨年結んだ災害発生時等の支援活動に関する協定書などにより、大規模災害発生時において食糧や物資の応急支援が必要な場合は、支援協力体制を図りながら必要物資の補給に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） やはり危険な部分は消防とか自衛隊さんにお任せするというところでござい

すね。もし役場とか地区の方で行うためにはやっぱり訓練をしないとなかなかできないこと、二次災害を起こしかねないというところは確かにそう思います。そういう地区地区で訓練も今されているところもありますし、そういうことをぜひ今後とも行って、有事の際にいかにそういう被害を減らしていくかということが大切だと思いますので、そういう非常食とか備蓄品等のまたチェックとか管理のほう大変かと思えますけれども、よろしく願いいたします。

そして、ここ数年でたくさんの地震や水害、土砂災害などを目の当たりにして、全国的に防災に対しての意識が高まり、各自治体もあわせて対策をしているわけですが、玖珠町も防災ガイドマップをつくり対策をしていただいたことは、本当に何度も言いますが、ありがたいと思います。天変地異、自然の驚異にはかなわないと言われますが、リスクを減らす努力は裏切らないと思いますので、今後ソフト面、ハード面での対策、そして連携機関とさらなる対策をとっていただくことをお願いいたします。

次に、玖珠町の公園についてお伺いいたします。

公園といいましても、国立公園、都市公園、自然公園、児童公園、運動公園などさまざまで、自然や環境、防災面、レクリエーションの場などの役割があると思います。管理もさまざまで、草が生えて荒れ放題のところもあれば、管理を地元の方に委託しているところなど、いろいろあるわけです。今回は玖珠町の都市公園の現状といたしまして、どのような役割があり、どのような使われ方をしていいのかお伺いいたします。

○議長（河野博文君） 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 公園の状況です。

現在、玖珠町の条例に定めた都市公園として、三島公園、塚脇街区公園、玖珠町総合運動公園の3カ所があります。その都市公園それぞれ、まず三島公園につきましては、久留島武彦記念館やわらべの館と連携した久留島武彦氏を顕彰する施設としての位置づけがあります。また、総合運動公園はスポーツ合宿の拠点施設として位置づけております。塚脇街区公園につきましては、特別な位置づけはないんですが、当然、町民の方や観光客の憩いの場や災害時の緊急避難広場となる位置づけとしております。

以上です。

○議長（河野博文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） 今言われたとおり、公園は子供の遊び場としての機能のほかに、地域住民の交流拠点や災害時の避難場所としての機能を有していることから、地域のニーズや特性を生かした公園の整備を進める必要があると考えております。しかしながら、我が町は童話の里玖珠町であります。よその町の子供や家族が、さすが童話の里の公園だなと、また訪れたいと思われるような個性のある公園であってほしいわけです。三島公園は国指定であり、遺跡等があり、手をつけにくい部分もあると思いますが、もう少しテーマと思いやりを持った公園にしていだきたいわけです。公園での事故やけがの問題で遊具に保険をかけたり、世知辛い世の中というか現状ではありますが、決められた

少ない予算の中で、とりあえずその予算に見合ったものを設置したというような遊具では、童話の里の公園としてはいささか寂しい感じがするわけであります。例えば、桃太郎の鬼ヶ島をモチーフにした遊具があったり、そういうのがあればおもしろいと思うわけでございます。伐株山頂にしましても玖珠コミュニティーの部会の方々が管理をされていると思いますが、現状のままでよいのでしょうか。急傾斜を活用するためにも大きなブランコやワイヤーを使ったターザンロープ、ほかにもアスレチックなどいろいろあるわけではございますが、きちんと整備をして宣伝すれば訪れる人はふえると思いますし、あのような気持ちのよい場所で遊んだ子供さんたちの記憶には必ず残るのではないかと思うわけでございます。安全対策、維持管理やいろいろなリスクがあると躊躇されていることもわかりますが、せっかくのよい景観がもったいないと思うわけであります。

そこでお伺いたします。今質問をしてすぐに思うようになるとは思っておりませんが、今後、訪れた家族や子供たちに再び利用したいと思わせるような童話の里玖珠町にふさわしいテーマを持った公園整備をしていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（河野博文君） 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 議員さんが言われましたように、公園施設、安全対策や定期的な点検は当然ながら今後も実施してまいります。テーマと思いやりを持って再び訪れるような整備をということでございます。先ほど言いましたように、それぞれの公園で特性の位置づけをしておりますので、何とかそういった機能を生かすための整備につきましては必要に応じて実施したいと思います。この辺もちょっと調査検討した後に実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（河野博文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） 突然言われても、そういうふうな回答しか答えようがないのではないかとっては思いましたが、ただ、今の質問は提案であります。財政的に厳しい現状であるのは十分理解しているつもりでございますし、今後、やはり玖珠町らしさをアピールする策として提案させていただいたところでございます。大分前になりますが、伐株山頂でコンサートが開催されたこともありますし、いろいろなことで地方公共団体頑張っているところは、夏になると野外ライブとか野外フェスとか、そういうことを行っている市町村もあります。若い人たちを集めるにはもってこいの策だと思っております。せっかくよい景観の公園や山がありますので、今後の玖珠町として、童話の里玖珠町としてテーマを持って人が集まる仕掛けづくりを考えて実行していただきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

先進国の日本の中でも、都会と田舎では生活環境が違うわけであります。行政は住民のためにいろいろなサービスを用意し、実行しております。日常に必要なことから各種イベントまで多岐にわたって対応しております。そのほとんどが無料化、低料金で提供しているわけであります。しかしながら、現状としてマンパワーや財源の不足が地方自治体を悩ませているように思います。現在では経済の仕組みが複雑となり、少子高齢化が進む中で、国、県、地方が膨大な借金を抱え、財政運営が困難に

なっている中、どのように地域住民の声を聞き、生活を支えていくのか、その仕組みを検証することが必要だと考えます。

そこで、マイナンバー制度にあわせて、自治体で独自のサービスを付加することができるようになっております。その中にコンビニ交付サービスがあります。内容を見ますと、各種証明書、住民票、印鑑証明、各種税証明書など、早朝6時半から午後11時ごろまでの間、全国のコンビニ等サービスを導入した店舗で取得できるという内容であります。以前、マイナンバーカード等について質問された議員さんもしらっしゃいましたが、その後、マイナンバーを利用したサービスとして確定申告ぐらいしか聞かないような気がいたします。今後もマイナンバー制度が続いていくと思いますので、使っていかなければ意味がないと思うわけでございます。住民が忙しく仕事の合間をぬって役場まで出向かずとも近くのコンビニ等で各種証明書を取得できるわけでございます。非常に便利なサービスであります。特に我が町では全部で8件コンビニエンスストアがございます。住民が必要なときに都合のいい場所で証明書を取得できる、これは自治体にとって住民サービスの大きな向上につながると考えます。ちょっと調べましたところ、導入には主にシステム構築費と運営負担費がかかるようでございます。これらの費用には国からの財政支援があるようです。その内訳といたしまして、3年間総事業費の2分の1に特交措置があるようで、年間の維持費として市であれば300万ほど、町村は100万円とのことでございます。これが全てかちょっともう少し調べてみないとわかりませんが、九州の中でどれぐらいの市町村がこのコンビニ交付を導入しているか調べましたところ、福岡県は16市町村、沖縄県は13市町村、佐賀8市町村、宮崎、熊本は6市町村とのことで、大分県は日田市、国東市、佐伯市、中津市の4市が導入しているようでございます。このデータを見ただけでも大分県自体がそういうことにおくれているように思うわけでございます。玖珠町の人口を考えますと、そこまで必要はないのではないかという声もあるとは思いますが、各種証明書を発行する手続等手間を鑑みますと、初期投資はかかるものの仕事量の効率化、人件費等の削減になることを思えば悪い話ではないように思います。

そこでお伺いいたしますが、本町においてマイナンバーカードを利用したコンビニ交付について導入される考えがあるのか伺います。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 松下議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーカードを利用したコンビニの交付ですが、平成30年4月現在、全国で一応523団体、対象人口は8,609万人が利用可能と、全国的にいうと約7割の自治体が可能になっているようでございますが、しかしながら、3月1日現在のマイナンバーカードの交付率、これが全国的に10.7%、約1割ということですので、マイナンバーカードを持っている人がコンビニを利用すると全国的に現在のところは国民の0.7%の方、1%に満たないという状況です。

先ほど御質問ございましたが、県内の状況といたしましては、先ほどおっしゃられましたように、佐伯市、日田市、国東市、それと中津市、それから7月からは大分市が交付を始める予定であるとい

うふうに聞いております。その他の自治体については本町と同じく現在検討中という形になっております。先ほど申し上げました県内で実際コンビニ交付を実施している団体につきましては、もともと各種証明の自動交付機を導入しておられまして、更新のタイミングであったと。それから県内自治体間で行われている住民票の広域交付等に参加していないということの理由によって早期の実施になっているようにございますが、国においては、最終的には全自治体が参加することを目指してマイナンバーカードのコンビニ交付の普及促進を進めるため、先ほど議員おっしゃられましたように、システム導入費の2分の1を補助するというふうになっております。一応このシステムの導入費が見積りますと約1,400万円ですので、700万円を補助が入ろうかと、実施した場合。初年度はそうなるんですが、実際コンビニ交付を開始いたしますと、毎年保守及び証明手数料等で500万円が経常経費として必要になります。ですので、システム導入初年度は1,900万円と、それから先500万円が毎年必要になっていくということになりまして、導入後の5年間を試算いたしますと約3,900万円の事業運営経費が必要というふうに考えております。

ちなみに、この分を年間1,000通証明書の発行等があった場合は、現状交付1通に当たり7,800円の負担になるかというふうに思っています。このようにマイナンバーカードによるコンビニ交付の運営につきましては、費用対効果については予算的に大変厳しいものが見込まれているところでありますが、今後のIT活用の基盤となるマイナンバーカードの普及促進、住民サービス、行政サービスの向上として安価な運営方法、先ほど証明書の限定をある程度対象を住民票と印鑑証明のみにするとか、その辺のシステムを少し検討すれば運営費も安くなるというふうな調査研究も出ておりますので、今後も行政サービスの向上に向けて前向きに検討していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（河野博文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） マイナンバーカードの登録率というか普及率が1%にも満たないと、なぜそんなに皆さん使わないか、普及しないかと、使い勝手がないんじゃないかなと思うわけですね。以前も何か住基ネットとかいろいろありましたけれども、なぜ使わないものをやっていくのかなというのも疑問になるころではございますが、何年かたてば必ずコンビニとかでそういう各証明書を結局出すようにはなってくると思います。それを先駆けて多少お金がかかってもやるかやらないかというのはやはり町の判断だとは思いますが。例えば、コンビニ収納サービスを取り入れております軽自動車税とか国保税、水道料の収納とか、そういうことをコンビニでできるわけでございます。それをやることで収納率というのは確実にアップしたわけでございます。普通のサラリーマンやパートで働いている主婦が各種証明書を平日の5時までには役場にとりに行くというのは仕事の都合をつけなければならないわけでございます。仕事を終えた後の自由な時間にコンビニに行って証明書を受け取ることができるののほうが、1通当たり七千幾らかかるとはいいましても、利用する側の気持ちや立場を考えた行政サービスと考えれば、使う側としては本当にそれはありがたいことだと思うんです。便利が全てだと思いません。費用対効果がというお話もありましたが、時代に合わせた利用者目線の思いや

りを持った行政サービスを目指していただきたいものでございます。

次の質問も住民サービスといたしますか、手続のあり方についてでございます。

家族が突然亡くなることは本当にむなしく寂しいものです。以前から、ある方から親族が亡くなって役場に行って手続をしましたが、その手続がわけがわからんと、手間が多いというふうなお話を聞きました。私は葬儀に出た回数が多いですが、死亡手続以外のさまざまな手続は行ったことがないので、その苦勞を感じたことはございません。日ごろから行ったことのない手続をするということの中で、役場の職員さんの対応の一つで、その住民の方は不安になったり安心できたりするのではないのでしょうか。死亡にかかわる手続は複数の課にわたり、手続が多い場合は時間を要します。死亡時の役所での手続は20項目以上あると言われ、それぞれの課で同じことを何度も要ったり、同じような書類を何度も出す必要があるということもあります。手続に必要なことは残された家族にはわかりにくく、手探りで回った結果余計に時間がかかることもあるようです。先月新聞に載っておりましたが、別府市でおくやみコーナーを設置して、残された家族に心強いフォローを提供しているようでございます。それを見たときに玖珠町でもぜひとも取り組んでいただきたいと思いました。特に高齢者が多い玖珠町です。難しいことを言われたり、あっちに行け、こっちに行けと言われても、かなりの負担になるのではないのでしょうか。

そこで、本町の死亡手続体制について、窓口に来られた方に対しての体制はどのように行われているか、効率的に行われているのか伺います。

○議長（河野博文君） 小幡住民課長。

○住民課長（小幡 弘君） 議員の御質問にお答えいたします。

まず、死亡の手続についてでございますが、まず別府市のおくやみコーナーについて簡単に申し上げます。

このおくやみコーナーは死亡に特化した窓口でありまして、手続の簡略化を図るため平成28年5月に開設をされました。通常、死亡に伴う手続については内容によって複数の課にまたがる場合があります。別府市では、亡くなった方の情報をもとに、死亡に関する市役所への申請書、別府市の場合は12の課にわたるそうでございます。それを一括して作成しまして、必要な課への案内と関係書類の作成を補助することでワンストップで手続が行えるようになっております。

本町におきましては、平成24年度から総合窓口を開設しまして、来庁される方の各種手続を窓口の案内、それから税関係を含む簡易な証明の発行を行っております。総合窓口では、死亡届だけではなくて、出生、それから転入、転出、転居などの住民異動の手続においてワンストップで行えるように体制を整えております。

具体的には、死亡届を含む住民異動に伴う各種届け出、変更において届け出のために来庁された住民の方が各課の窓口を順次移動するのではなくて、一つの場所で各課職員が手続ごとに入れかわって対応をしております。届け出変更などが完了できるようにその体制で行っております。

また玖珠町の場合、死亡に関する手続を担う課は、私ども住民課、福祉保健課、税務課、建設水道

課、農業委員会、環境防災課等の6つとなります。防災無線を返還いただく環境防災課を除き、ほかの5つの課は全て1階にありますので、葬儀後の手続において国民年金に関する手続をしていただきます住民課の窓口で保健福祉課、税務課職員が手続ごとに先ほど申し上げましたように入れかわって対応をしております。また、農地の相続登記や水道使用料の名義変更が必要な場合もございますので、そのような場合はそれぞれの農業委員会、建設水道課の水道窓口のほうに御案内を申し上げております。さらに、届け出書類についても、できる限り同じ情報を記入していただくなくてよいように、死亡された方の氏名、住所などの情報が印字された状態で書類を出せるように一部工夫をしております。また、遺族の方や死亡の届け出をされる方には負担軽減につながるように本町の体制は効率的に行われていると考えております。

なお、死亡届には、死亡診断書を記入した死亡届1枚、それから町報、新聞のおくやみ名簿として登録を希望するかしないかの届出書1枚、それと火葬許可、葬祭場の使用許可申請等の4枚が必要になります。それから、社会福祉協議会からの香典の受領書等が必要となります。このような必要な書類については記入押印をしていただいております。また、その際には御遺族の方、通常ですと葬儀社の方等が届け出にまた来られますけれども、御遺族の方へという文書とともに、町民の方が亡くなったときに必要となる届け出、相続にかかる登記手続のチラシ、農地にかかわる文書などをお渡しして、葬儀後の手続について御案内をしております。今後、各種届け出書類の記入においてさらに工夫できる部分はないのか関係課と協議し、簡略化できることがあれば改善に取り組み、より一層の負担軽減につなげていきたいと考えております。

以上であります。

○議 長（河野博文君） 5番松下善法君。残り時間2分です。

○5 番（松下善法君） 最後の質問の玖珠町の独自サービスについては、ちょっと時間の都合で割愛をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議 長（河野博文君） はい。

○5 番（松下善法君） 今のお話をいただきました。別府市のおくやみコーナーと遜色のない対応をしているということであると思いますが、先ほどの玖珠町の防災ガイドマップもそうですけれども、その住民に対するアピールというか、こういういいことをしているというのをもうちょっと広めていただきたいというか、もうちょっと宣伝が足りないですね。せっかくいいことをしているのに、それがなかなか住民に伝わっていないというのはちょっと残念なことだと思います。しかしながら、大切な家族を亡くして疲弊している身内の方に対して、そういう必要な手続、案内をして関係書類を一括で作成してもらおう努力をされているということでございますので、そういうことを真摯に町民に向き合って今後も行っていただければなと思うわけでございます。

マイナンバーカードを利用したコンビニ交付のお話やら、今別府市のおくやみコーナーについてのお話をさせていただきました。全国を見渡せば見習うべき行政サービスはたくさんあると思います。町民の方々には、町は住民のことを考えてくれている、玖珠町の政策としてこのようなすばらしい

サービスがあると感じてほしいわけです。よその町が行っているよい政策やサービスをまねごとからでもいいので取り入れていただきたいと思います。さまざまな障害はあると思いますが、現代のような情報社会の中において、ほかの市町村が行っていることを知ることはたやすいと考えますので、アンテナを張りめぐらせて、我が町でもすぐに対応できるようなことはすぐに検討して行っていただきたいと思います。

最後になりましたが、今後の玖珠町の安心、安全、さらなる発展を願いながら私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長（河野博文君） 5番松下善法議員の質問を終わります。

ここで休憩します。15時10分より再開します。

午後2時52分 休憩

△

午後3時09分 再開

○議 長（河野博文君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 13番繁田です。

私は、前回、堆肥センターの充実強化について、町として取り組む考えはないか、お尋ねをいたしました。前回の私の質問の趣旨や真意をうまく伝えることができず、思いが町長へ伝わってなかったのではないだろうか。だから宿利町長は答弁の中で、さらなる赤字経営になるような施設はつくらないと答弁をしたのではないか。これでは陳情者や要望書を提出されたJA玖珠九重農協で肉用牛部会や玖珠町酪農組合、さらには陳情書、要望書へ理解を示された議会の方へ申しわけなく思い、再度、質問に至ったわけでございます。

3月議会の質問の趣旨は、まず現状の酪農組合の皆さんから、酪農家の戸数減少に伴い、1戸当たりの堆肥センターへの負担金がふえ、経営が年々厳しくなっている。町として何らかの支援がいただけないかといった内容の要望書でありました。その以前にはJA玖珠九重肉用牛部会から、繁殖牛基盤強化策として堆肥センターの創設やマザーステーション、キャトルステーション、ヘルパー制度までの陳情が提出され、議会では趣旨を理解し、陳情は採択され、執行部へ何らかの措置を講じるよう申し伝えられています。

まちの担当者は前町長へ再三にわたり説明を重ね、当初、堆肥処理について理解がなかった町長も、でき上がったプランに対し、堆肥センターの充実強化が問われている課題であり、良質な堆肥をつくり、耕種園芸農家との構築・連携による循環型農業政策が必要だと町長も認識を新たにし、具体化に向けて進めてきたところでした。堆肥センターの再構築には具体的な予算がどのくらい必要か、投資した金は本当に生きてくるのか、どのような補助金があるのかを検討していた矢先、1月末の町長選挙で選ばれた宿利町長は、この施設に対し、単なる赤字になるような施設はつくらないというふうな答弁をなされました。

そこでお尋ねしたいのが、玖珠町の基幹産業である畜産農家、酪農組合、耕種農家に対して、その維持発展のため町長としてどのようなプランを持っているのかを、まずお尋ねしたいというふうに思います。

2点目、赤字が続けば堆肥センターは倒産、酪農家の堆肥処理はできなくなります。町長は、そのような事態になったときどのような考えを持っているのか、2点目についてお尋ねいたします。

3点目、玖珠町の農業の基幹産業はどうなっているのか。米、和牛、酪農の生産額についてどのように把握しているのか、その以上3点について、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（河野博文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） ただいま繁田議員より、最初に3点について質問ということでございました。

1番目の玖珠有機センターの設置に伴う関連のことでございますが、これにつきましては3月議会の一般質問の中で、繁田議員の質問に対して回答を申し上げたものと若干重なる部分があるかと思いますが、少しお聞きいただければと思っております。

有機センターにつきましては、塚脇のJAライスセンターの近くに、平成11年に制定をされました家畜排せつ物処理法という法律を受けまして、環境問題等も絡む関係の中で、平成14年から酪農組合を主体に堆肥処理の施設の建設という部分での検討が始まりまして、御案内のとおり近隣住民や関係者の皆さんとの協議を経まして施設を建設し、平成17年4月から稼働している状況でございます。この家畜排せつ物処理法というものの管理基準では、飼養頭数が10頭以上の農家に対して排せつ物の処理を適正にするようにというものでございますが、とりわけ、ふん尿の排せつ量の多い酪農組合の堆肥処理を支援する形で、それを目的に建設されたものというふうに理解しております。

この堆肥センターでございますが、現在、酪農堆肥生産利用組合の方々が運営をされており、平成29年度数字でございますが、構成員が6名、そして1日の消費量が7トンの堆肥処理ということで、設立当時に比べますと、酪農家の方々の減少とか、また堆肥処理の減少等で、当初の40%、能力の比較で30%までその処理量が落ち込んでいるというのが現状でございます。先ほど言われましたように、赤字を重ねるといふ部分につきましては、毎年約500万円の赤字経営になっていることから、町としましても、本来、施設使用料として町にいただけるはずの年間110万円につきましても免除をするなど、指定管理者として健全運営を努力いただく形で願っておりますが、現実的には経営が非常に厳しい状況になっているところでございます。

そのような中で、3月の一般議会の直前に職員のほうから、こういった畜産振興の現状や、堆肥センターをつくることによって今後の展開が開けるんじゃないかという報告・相談、協議ももらったところでありますが、いかんせん国への補助事業の協議の締切日というのが、私が就任しました1月31日の10日余りの期日でございますので、堆肥を生産し、それをビジネス化して成功する施策として捉えるには、まだ私にとっては判断ができなかったという部分で、平成30年度の実施に向けての取り組みについては凍結をするということで、議会の答弁でもお答えをしたところでございます。

堆肥処理につきましては、環境に伴います法律整備に基づくものとしまして、これはもう不可欠な

ものでございますし、そのほか肉用牛の振興については、現在、非常に苦勞しております労働力の軽減とか、また循環型農業の推進というものについては、畜産振興にとってはこれは不可欠なものだというふうに理解をしておりますが、その堆肥センターをつくり箱型堆肥を販売する、このことによって全てが解決するとは思っておりませんので、そのほかの方法も含めまして畜産振興を図っていききたいというふうに考えているところであります。

したがって、有機センターに堆肥製造施設、プラントをつくって、新たに導入する計画につきましては、経営責任者や、また運営計画、そしてそので上がった堆肥の製品としての販売・販路確保など、まだまだ課題も残っておりますので、堆肥処理については、ほかの方法も含めまして、まだまだ調査・検討をさせていただきたいということで、この場におきましても施設導入の可否を判断することはできないというふうに考えているところでございます。

したがって、今後も、有機センターを運営されております酪農堆肥生産利用組合の方々や、その後、陳情等も出ました肉用牛部会の方々を初めとしまして、場合によってはこの経営・設計が成立するものかどうかを含めて、専門家の方も招くなどしながら総合的な構想づくり、判断をしていききたいと考えております。今現在の答弁については、そういう状況でございます。

なお、赤字経営が続けば、利用組合の倒産、そして堆肥処理が厳正にできなくなるのではないかという2番目の質問につきましても、先ほども申しましたように、そこでもう一度、回復ないし経営の立て直しができないかは当然でございますけれども、ほかの方法も含めて可能なものを今後とも研究・検討してまいりたいと思っております。

農業の生産額等については、事前の通知・告知にもございませんでしたので、今、手元に資料を持ち合わせておりませんが、担当課長のほうから、もしデータがあれば答弁をさせたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（河野博文君） 13番 繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 今、町長から答弁いただきました。この間、3カ月間ありましたけれども、考えは全然変わってないわけですね。私が今回質問をしたのは、基本的に2つの陳情書と要望書が提出されて、この2つを受けて、議会としては執行部に何らかの対策に取り組むことができないかと。それからもう2年たっているわけですね。その2年の間に担当者は莫大なこのプランをつくったわけですね。このプランの中身が全てで、これで何もかも解決すると、私もそれは思っておりませんよ。でも検討するに十分値するプランだというふうに、私はこの間、この3カ月間勉強して、そこに活路を生み出すことができるのではないかと思ったから、あえて今回質問したわけです。

置かれている酪農、そして和牛の人たちは、もう1年、365日、朝晩飯をやり、乳をしぼり、大変、国の働き方プランがいろいろありますが、労働条件としてはもう厳しい中でこの農作業をやっているわけですね。そういった部分を少し、もうちょっと町長や担当課が理解をしていただき、どうすればこの畜産の方々が今後さらに利益を出すことができるか、労働力が1割2割低下することができるか、それはこの陳情書と要望書の中で一つのプランが出ているわけです。先ほど言いましたこのマザーズ

テーション、キャトルステーション、ヘルパー制度、こういったことを充実することによって、さらに畜産の将来展望が開けるということをこのプランの中に書かれたわけですね。だから、もう一回ね、町長、きちんとこのプランを読んで、何も堆肥センターを全て莫大お金をかけてやれと言っているわけじゃないんですよ。少しでも酪農と畜産の方々が、将来展望が切り開けて、後継者ができて、さらに玖珠町の基幹産業であるこの2つが収入がふえることを願って、私は質問しているわけです。

確かに、粗生産額については、私、通知はしておりませんでした。米がJA調べで4億4,000万、畜産と酪農が、整理していましたが、たしか繁殖牛と和牛、これで15億ぐらいになります。肉牛を含めてですね。そして酪農が約4億円。少なくとも粗生産額の中で本当に大きなウエートを占めているわけですね。さらにこれは、今、子牛の価格も高く、一番いい時期なんですよ。だから、今ならこの農家の人たちが少し元気がある。それをさらに支えるために、この堆肥センターを改良することによって、酪農だけで今まで堆肥処理をしていた部分が、和牛を入れることによって1戸当たりの負担金が減ってくるわけですね。1戸当たりの負担金が減れば、酪農の人も和牛の人も随分堆肥処理については楽になると。堆肥処理が楽になれば、さっき言いましたように労働力が本当に大きく変わってくるらしいですね。これを日田のあたりは、もう民間企業が、コントラクターといいましたかね、たしかそういうふうな会社をつくって堆肥処理専門でやっているようなところが出てきていると。

先ほど申しましたように、大分県の中で玖珠町の畜産、さらに酪農が占めるウエートはそこそこのものがありますから、これをまちのやっぱり基幹産業の一つとして大きく育て、良質な堆肥ができることによって、その耕種、野菜農家がいい野菜ができるようになれば一石二鳥ではないかと。だから、そういったような循環型農業とはどういうふうなものか、玖珠町のこの粗生産額の大きなウエートを占める畜産と酪農について、まちとしてどうバックアップするかというのが、この玖珠町の今後の大きな農業の課題ではないかなというふうに僕は思って、今回、勉強する中から思いました。

そういうふうな部分について、町長は前回の答弁の中で幾つか検討課題を出してしております。それについてはよくわかります。例えば、繁殖農家の方々が、じゃ、この施設を利用する意向が本当に確認できてないじゃないかと。しかし、これは陳情書と要望書を見てもらえば戸数も頭数も明らかになっていると。それから具体的に何頭のどれだけの量が入ってくるか確認できてないという部分についても、これもこの要望書と陳情書の中に戸数が出ていますから、こういうふうな方々ときちっと話し合いをして、本当に皆さんやる気あるんですかと。やる気あるんですしたら、町としてもこういった1つのプランをつくっていますので、一緒に協力してやりましょうとかいう話ができると思うんですよ。

さらには、この施設で製造した有機堆肥の確実な販売ができるかと。これは、良質な堆肥をつくれれば、町長、必ずこれは販売できます。それで、その販売先が、このプランの中では北九州青果が、良質な堆肥さえつくってくれば販売に全面的に協力しましょうと。それはなぜ良質な堆肥が必要なのか、北九州青果という野菜の卸屋さんがなぜそんなことを言うのかといいますと、それも私、この間、

話をお聞きしましたら、まず土というのは、きょう大野さんが言っていましたけれども、一番下の地帯は何て言うんでしたかね。

○3 番（大野元秀君） 有機質の入った土。

○13 番（繁田弘司君） いやいや、有機質の入った土の下の地盤。地盤の上に作土層があるらしいんですよ。その作土層が良質な土をつくるためには科学堆肥だけではできないと。確かにそのとき作物はできるけれども、やっぱり有機質を含んだ良質な堆肥を入れることによって、いい土ができる。いい土ができれば、いい野菜ができると。今、北九州青果が言っているのはその段階なんですよ。まず、いい土をつくってもらって、いい野菜をつくってもらって、その青果で販売をさせていただきたい。そのためにはいろんな形で協力をしましょうというところまでこのプランではできています。

だから、私、町長が、今回の質問をもう一回、このプランを、どういうふうなじゃあプランが一体できているのかと。そのためには、もしこれをやるなら幾らぐらいお金がかかるのかと。そのお金をかけるためにはどこの補助金をもらって、どういうふうにすればいいのかとか、そういったものを、町長、一回真剣に検討してみてくださいませんか。そうすれば玖珠町の畜産・酪農は、再度、大きな復活を期するんじゃないかというふうに私は思いました。

ですから、単なる赤字経営になるような施設とか、そういった問題じゃないんですよ。それを理解してもらわないと、施設はつくらなくて、いろんな方が、町民の人が赤字でもなるような施設はもうつくらなくてというふうに言われたというならわかりますけれども、これは、例えば久留島記念館とか、伐株山の休憩舎とか、そういったものとこの堆肥センターの施設というのは全然違うんだと、そういったことをまず担当課の課長、そして町長が理解をしてもらって、そしてそこに活路を見出すことができるようなプランを初めて提示したときに、この陳情書と要望書を採択したことが私は生きてくるんじゃないかと。

具体的な細かいことをどうのこうのじゃなくて、基本的には陳情書と要望書を受けて議会として2年前に採択をし、執行部に対して、このプランに対して、この要望・陳情に対して、どうすれば問題を解決ができるかというふうなことを、それがスタートラインですよ。担当者は2年かけて、先ほどちょっとお見せしましたけれども、立派なプランができていますので、そのプランを担当課長に聞いたらあると思いますよ。そのプランの中で問題点をもう一回把握しながら、どうすれば玖珠町の循環型農業ができるかということについて本気で検討してもらいたいと。そうすることが、先ほどから何回も言いますが、玖珠町の粗生産額が圧倒的に占める畜産と酪農、そして新たな耕種農家の発展につながるんじゃないかというふうに思っていますから、そういうふうな、私が今回あえて再質問したというのは、陳情書と要望書がスタートですよ、そしてそれを受けて議会は採択したんですよと、町執行部に提案したら2年間かけてこういったプランをつくりましたと、このプランをもう一回精査して、じゃ、うちとしてどうすれば肝心かなめのこの和牛農家、酪農農家の人たちが助かるかと。

私は、補助金を出して、どこでも一緒ですよ。補助金をもらって、その補助金で、より楽になって、より収入がふえるような補助金の出し方、これが初めの一番理想な形ですよ。ただ単に補助金

だけ出して、はい、補助金で終わりますじゃなくて、そこからどうすれば楽になり、より収益が上がるかということまで一緒に考えて、それがこの堆肥舎の有効利用につながってくると思います。しかも堆肥舎は、先ほど町長が言いましたように、まだまだキャパシティが6割ぐらい。その6割を埋めるために和牛と酪農の堆肥処理をすれば、酪農の人たちの1と当たりの負担金がずっと減ってくるというふうなことまでこのプランには書いていますから、全てこれをやれば全て成功するというふうには思いませんが、大きな糸口をこのプランに掲げていますので、ぜひそれをまず検討してもらいたいと思いますが、そういうふうなことについて、町長、どういうふうにお考えか、再度。

○議長（河野博文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） 私も、堆肥センターをつくる、つくらないという部分だけに固執して回答を申し上げているわけではございませんし、先ほど議員からおっしゃられましたように、陳情書を2年前に提出された分で、例えば肉用牛部会からは150戸世帯の方から、そういった連名でみんなの思いだということをお願いしておる、こういった事実も把握をしているわけではございまして、酪農組合の農家の方々が徐々に減り、1戸当たりの負担額がふえている中で、肉用牛会の方々がその堆肥処理に参画をしていただくことによって、少しでもその負担率が下がっていくという仕組みも理解はできるところでございます。

その中で労働力につきましては、私も10年前までは、うちの父親が少しですけども肉用牛を飼育してまして、本当に朝晩、土曜、日曜も休みもなく餌やり等をやっている中で、レクリエーションに行こうよとか、レジャーに行こうよと言っても、もういいというふうに行かれなかったという労働力の大変さというのは認識をしております。そういった中で、いろんな手法を使って、少しでも時間をつくってレジャーを楽しんでもらうなり、またそれを増頭のほうにつなげていくというような考え方は十分理解をしております。

また、循環型農業につきましても、よりよい堆肥を使って、よりよいそういう野菜等をつくって、園芸品等を発展させていくということもわかりますが、ただ、さっきの堆肥センターの中で固有名詞が出ましたけれども、福岡にある大手の青果市場が、私が理解しているところでは、その堆肥を使ってできた野菜は責任持って販売していくけれども、その堆肥を損益分岐点に見合うような分だけ量を買ってもらうという話ではなかったというふうに理解をいたしましたので、当時、そういう収支の経営が非常に難しいんじゃないかなということからの判断にもなったところでございます。

それから、収支計画、もし、このプラント工場をつくったときのやっぱり責任主体ですね、これはどこの方がどのように営業活動も含めてやっていただけるのかということもまだまだ今からでございますし、同時に酪農農家の方、そしてまた新たに応援してくださる肉用牛部会の農家の方々が、これがまたその負担が大きくなって赤字になるんでは、後継者育成等にも影響が出るということでありましたので、確実にある程度の減税計画ができるようにこれをもっていく、経営をしていくというのが、設計をしていくというのが当然のことだろうと思いますので、当時、そういう判断に至ったわけではございません。

ちなみに、当時、職員の方がつくっていただいたそのプランニングについては、この対策事業を講じるに当たって、プラントをつくるに当たっては約2億ぐらいの事業費が必要と。町の負担が1億3,000万プラスアルファぐらい必要ということもありまして、これはもう中途半端な計画ではさらなる赤字を招くというようなことを脳裏に描いたものですから、言葉はちょっとまずかったかと思いますが、さらなる赤字経営というようなことで、ひいてはそれが農家の赤字にさらにつながらないようにという思いでございますので、理解をいただきたいと思います。

いろいろ述べましたけれども、先ほど議員がおっしゃいましたように、この有機センターによる完全完熟型の良質な堆肥をつくっていくという方法も一つであろうと思いますし、県北西部で今取り組みを進めています、日田あたりのコントラクター、これによって県北西部に広域的な堆肥処理をする構想も一方であります。そういった部分も含めて、堆肥処理をどう適正化していくかということと、それから新たな活性化の糸口としてその良質な堆肥をつくっていくという、いろんな考え方が複合的にございますので、やらないというわけではなく、そのことも含めて、いろんな切り口や手法も含めて検討させていただきたい。

とりわけ、例えばその堆肥センターに肉用牛の方々の堆肥を集めるときに至っても、じゃ、幾らなら出してくれるのかとか、また誰かがトラックでとりに行くのかとか、それから有料なのか無料なのかというようなことも含めて、まだまだ詰めていかなければいけない面が多々あるかと思っておりますので、せっかく基本プランをつくっていただいておりますから、これをまた掘り下げて、実効性があるものか、実現できるものかは、これも検討を深めていきたいと思っておりますので、きょうあしたという部分はなかなか厳しい面もありますけれども、少しそういった意味では時間をいただければというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 何もきょうあしたというふうに言っているわけじゃありません。ただ、本当に早い段階に少しプランを1回きちっと目を通していただいて、何と何をやることによって玖珠町のこの畜産が発展をするかということを真摯に前向きに捉えていただきたいんですね。ややもすれば、これは前のときに、朝倉町長のときにつくったからとかいうふうな、それはもう巷のうわさがあるわけですよ。そうじゃないんだと。そうじゃなくて本当にこの循環型農業というのを玖珠町でつくるためには、何を対策しなければいけないかというのを真摯に受けとめて、ぜひ担当課の中で提案をして、町長ができるだけ早く方向性を見出していきたいというふうに思います。

私、今回、どっちかという、もともと出身がNTTでしたから専門分野ではありません。でも1日に乳牛がどのぐらいのえさを食べて、どのぐらいのふんと尿をするんだらうか調べましたら、乳牛の場合で1頭に当たり20キロから30キロのえさを、そしてその1頭が1日にふんを45キロ、尿を13キロ。御飯を20キロから30キロしか食べないのに、何で45キロのふんが出るのかといたら、随分水分を含んでいるから、重たさではかれば45キロになるそうです。乳牛1頭で1カ月に1.4トン、1年で16トン、30頭いましたら1年で500トン近くのふん尿処理をしなければいけないんですよ。もうこ

れが本当に一番大きな悩みの種ですよ。それをどうすればもっと仕事が楽になるかというやつ。

それから、さっき言いましたように、もう一回、例えば粗生産額を、うちのまちが占めているこのウェートを、私、JA玖珠九重調べで言いましたから、もしかしたらその15億が13億かもしれないし、17億かもしれないから。こういった部分で玖珠町のどこをどうてこ入れすれば、まちとしての収入が上がってくるのかと、そういうふうなこともぜひ調べていただけたらと思います。

玖珠町の畜産の占めているウェートというのは本当に大きなものがあります。大分県下の中でも、1位が酪農に関しては日田なんですよ。でも4位、それに近いところに九重玖珠、肉用牛についても玖珠が4位、肉用牛と乳牛を合わせても県下の中で玖珠が4位、肉用牛のうちに繁殖に関しては3位というふうに変奮闘しているところなんですよ。だから、この粗生産額もそうだし、県下の中で畜産が占めるウェートもそうだから、こういった部分をもう一回徹底的に見直して、先ほど言いましたようにどうすればもっと利益が出るのか、もっと楽になるのかと。さっき言いましたキャトルステーションとか、ヘルパー制度とか、じゃ、こういうふうなものをつくるためにはどうすればできるのかと。じゃ、一体費用は幾らかかるのか、負担は誰がするのかとかいうのまで含めて検討していただきたいと思います。

特に、さっき町長が言っていましたように、じゃ、和牛の人たちがそこに堆肥を入れたときに幾らなるのかというのは、これからいろいろ詰めた話だと思いますから、そういった部分はこのプランを参考に、担当者がしっかりと和牛の人たちと話をしてもらってやっていただきたいと思います。基本的には建物をきちっと町がつくって、維持管理、運営についてはその人たちが運営するというのが原則ですから、あとは赤字になったときにどうするかといたら、赤字のときは、これはもう私、自己責任だと思いますよ。それが基本ですからね。ただ、そのためにどうすれば赤字にならないかという手だても初めから考えながら、一緒に話をしながらやらないと、例えばカウベルランドですね、長いこと運営してきたけれども、普通やったらああいうふうな建物をあれだけの維持管理するためには5年、10年スパンで、町がそれなりの投資をして、てこ入れをしなければいけなかったのが、もうそのまま経営者に任せっ放しだったと。施設は老朽化し魅力はどんどん薄れていく、そういうふうな中でああいうふうな状況になっていますから、町長が心配するように、赤字になってどうするのかというのも、それはありましよう。でも、さっき言いましたように、畜産を中心とするこの堆肥センターをどう有効利用するかによって玖珠町の畜産が大きく活性化するのではないかという希望を持ったプランがありますから、いいところをぜひくみ上げていただいて検討していただきたい。

検討だけじゃだめですよ。必ずどのくらいの投資をしてどうするかと。いや、投資ができないならできないでいいですよ。もし補助金を獲得するのが難しいなら言ってくださいよ。私たちが一生懸命バックアップしますよ。いろんなつてを頼りながら、まず循環型農業の玖珠町で本当に可能なのかどうかというのを、町長がまず関係者に集まってもらって話をじっくり聞いて、そこに行政として投資をしていただきたい。先ほど小幡議員さんが、図書館を1つつくると、やっぱり7億、8億ってかかるんでしょ。でも、それはそれで必要なんですよ。非常に文化的な生活をするために。

だから、今度の町長は、とにかく何もしないんじゃないかと。前の町長がいろいろ使い過ぎた。でも、まちというのはやっぱりスクラップ・アンド・ビルドを繰り返しながら発展していくわけですよ。だから古くなった公民館はつくり変えなければいけないし、必要な図書館があれば、町民の希望が本当にそこがあれば図書館をつかって、より文化的な生活を充実しなければならないと。それが行政の宿命といえば宿命ですよ。

だから、今回、本当に私、ずぶの素人で、この畜産に関してそれなりに勉強してきました。勉強をすればするほど畜産を営んでいる人たちの苦勞が身に染みてわかります。だからそこに本当にまちが真摯に捉えて、しっかりバックアップをするという姿勢を示して、収益が上がり、より楽に畜産ができるようになれば、本当に陳情書を採択した議会としての価値が出てくるんじゃないかというふうに、今回、この一連の勉強をしながら思いました。もう素人の勉強ですから的を得てないかもしれないけれども、勉強すればするほど玖珠町の畜産と、先ほど言いましたように循環型農業が、これから目指すべきような希望が見えてくるわけですよ。そこに町長が、よしと言ってひとつこ入れをする。そのことが大切じゃないかというふうに思います。なかなか質問で意を尽くせませんけれども、どうかその和牛、畜産、耕種、そしてその循環型農業の目鼻が見えるように、本当の意味で検討していただきたいというふうに思いますから、最後に町長、もう一回、町長のやる気を。

○議長（河野博文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） 最後にやる気をとということでございましたので、今お聞きした中での思いを回答させていただきたいとします。

まず、玖珠町にとって、畜産というのは非常に、議員も言われましたけれども、基幹産業としてこれはもう不可欠なものと、それは十分認識しております。この前、職員からも聞きましたが、やはり肉用牛、酪農の頭数が減れば、肉用牛については畜産市場がなくなる可能性があるという、非常にそういう緊迫した状況にあるということも既にレクチャーも受けたところでございます。

そういった中で、とりわけ肉用牛の方々には、労働力の軽減とか、また母牛を含めた増頭を非常に希望しておりますので、今回、6月議会の中で肉用牛の増頭の施策の中で予算計上もさせていただいておりますので、そういった部分を含めて肉用牛増頭については、少しずつでもこれは振興していく必要があるんだというふうに認識をしているところでございます。

あと酪農分野については、とりわけ、先ほどから出ていますように堆肥処理というのが大きな課題でありますし、同時に労働力の軽減というのも当然のことであろうと思いますので、1つは、さっきも言いましたように、いろいろな方法でその堆肥処理がうまくいかないかの検討、そして従来より懸案となっていました堆肥センターの充実といいますか見直しについても、あわせてこれは考えていく、深めていくというふうに思っております。

先ほどから出ますように、畜産振興につながるのであれば、これは完全に黒字経営にはならなくても、町民の皆さん、議会の皆さんが、このくらいの赤字なら町が負担してもいいじゃないかというような御理解がとれれば、これはもう多少なる赤字であれば、また支援をお願いするつもりでもござい

ますし、いずれにしましても経営については、これ、もうちょっと掘り下げて、現実的にどれだけの収支があって、どれだけの肉用牛部会の方々が協力してくださるのかを含めて、また掘り下げていきたいと思っております。そのほか、いろんな形を含めて畜産振興というのは、これは本気じゃないと、これは珍珠の農業・林業が本当に衰退していくものだと思っておりますので、そのつもりでやっております。

最後になりましたけれども、前町長からの発案だから全て反対しているわけではございません。是非非で必要なものは当然継続をしておりますので、それは御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） こういった場しか、なかなか町長と話す機会がないものですから、お互いに真意が違った方向に行くかもしれないけれども、これからは4年間、宿利町長がこのまちの運営に当たるわけですから、町長が一番先に申しました、このまちに住んでよかった。これはなかなか、漠然としたものでわかりにくいものがあります。でも本当に何人かの町民が、このまちに住んでよかったと言ってもらえるような政策をこれからぜひ頑張って出していきたい。特に、一点集中じゃありませんけれども、どこか1回きちっと力を入れてやってみて、それで結果が出るようにバックアップすべきだと。特に課長さん連中ですね、いろいろ厳しく言いますけれども、ぼつぼつ、もう課長がみんな残り1年間、私でも残り1年間やけれども、そんな人がいますけれども、1回力を合わせて、よし、珍珠町のために頑張ってみるかといったような課長会議もぜひ行っていただきたい。そして是非は非で議会もこれからは臨んでいきたいというふうに思います。ぜひ力を合わせて、合わせられるところは力を合わせて、まちづくりに頑張ろうではありませんかというふうに思っております。

少し、きょうは、まだまだ私の勉強不足もありますが、この畜産に関して町長に真意が伝わったのではないかというふうに思っておりますから、ぜひ、余り悠長な時間はありませんから、早急に1回担当課とじっくり話し合いをして、そしてこの耕種と、それから酪農と畜産の何人かの代表者を集めて、ぜひ町長が話をしていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

あす12日から25日までの14日間は議案考察のため休会といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、あす12日から25日までの14日間は議案考察のため休会、26日は閉会日となります。

本日はこれにて散会します。

御協力ありがとうございました。

午後 3 時50分 散会

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成30年 6 月11日

玖 珠 町 議 会 議 長 河 野 博 文

署 名 議 員 中 尾 拓

署 名 議 員 廣 澤 俊 幸